

財政投融资改革の総点検フォローアップ

平成17年12月12日

財政制度等審議会
財政投融资分科会

財政制度等審議会財政投融资分科会委員名簿

(平成17年12月12日現在)

- | | | |
|--------|--------|---------------------------------|
| 〔会 長〕 | 本間 正明 | 国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授 |
| 〔会長代理〕 | 吉野 直行 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 〔委 員〕 | 池尾 和人 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 江川 雅子 | ハーバード・ビジネス・スクール 日本リサーチ・センター長 |
| | 竹内 佐和子 | 国立大学法人京都大学工学研究科特命教授 |
| 〔臨時委員〕 | 今松 英悦 | (株)毎日新聞社論説室論説委員 |
| | 榎野 信治 | (株)読売新聞東京本社論説委員 |
| | 木村 陽子 | 地方財政審議会委員 |
| | 富田 俊基 | 中央大学法学部教授 |
| | 山香 芳隆 | 元日本放送協会報道局長 |
| | 若杉 敬明 | 東京経済大学経営学部教授 |

(50音順、敬称略)

財政制度等審議会財政投融资分科会
財政投融资改革の総点検フォローアップの概要

- 1 . 平成 17 年度財投編成においては、財投改革から 3 年が経過したことを受け、財投改革の総点検を行い、スリム化やディスクロージャーの進展状況を確認し、さらに、全ての事業の財務の健全性等を点検した。特に、住宅金融公庫、都市再生機構について事業の抜本的見直しの必要性などを指摘したところであり、これらの措置の実施により財投事業全体の財務の健全性が確かなものとなると見込まれる旨報告した。
- 2 . 平成 18 年度編成においても、昨年度実施した総点検と同じ視点に立ち、財投計画の量的縮減、ディスクロージャーの進展を確認し、各事業の財務の健全性等の確認を改めて実施した。

(1) 財投計画の量的縮減

引き続き、平成 17 年度においても、計画規模の大幅な縮減が実施されている。

(2) 総点検フォローアップ (共通事項)

平成 17 年度をもって、一定の規模の財投機関が全て財投機関債を発行するようになり、また、平成 18 年度からは今後組織改編の対象となる公庫を除く、全ての機関が公認会計士の監査証明のある民間準拠の財務諸表を作成することとなったことから、ディスクロージャーの進展において、一定の達成がなされたものと評価する。

さらに、将来の財務の健全性を確かなものにするための点検手法の充実として、総点検の指摘を踏まえ、本年度より、特殊法人等が行う財投事業に実地監査が導入されたことは重要な意義を有すると考える。

(3) 総点検フォローアップ (個別財投事業)

平成 18 年度編成においても、各財投事業について、昨年度の総点検と同様の視点、すなわち、民間準拠の財務諸表を参考に、主要機関からヒアリングも行い、財務の健全性を中心に再度点検を行った。

その結果、住宅金融公庫、都市再生機構を含め、各事業とも、昨年

度の総点検の指摘状況が着実に実行に移されていることを確認した。
債務超過となった4機関・勘定についても、いずれも、事業・財務の見直しを進めていることを確認した。

以上を踏まえ、財投事業全体の財務の健全性については、現時点においては、特段の問題は生じていないと評価する。

なお、平成17年11月29日に経済財政諮問会議において、「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられたが、引き続き検討される具体的な制度設計を踏まえて、今後の財投計画編成において、適切に反映させることが必要である。

3. 財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ

- (1) 歴史的低金利の継続と、財投改革の成果としての財政融資資金の資産の圧縮を背景に、平成18年度予算において、財政融資資金の金利変動準備金の概ね1/2の12兆円を臨時緊急措置として国債整理基金に繰り入れることとされている。(平成17年度末金利変動準備金23.7兆円、総資産の70/1000)
- (2) 本措置については、特会改革、資産・債務改革、国債残高圧縮、それに伴う将来の利払い等の圧縮に、それぞれ貢献し、いわゆる「20年度問題(2008年度問題)」の解決にも寄与するものであり、財投改革の成果として生じた金利変動準備金を我が国の重要政策課題に活用するものであり、高く評価できる。
- (3) 但し、本措置による財政融資資金の財務の健全性への影響には十分に注意する必要がある。財政融資資金の資金繰り、財務の健全性等からみると、12兆円は、金額的に実施可能な上限であり、引き続き、金利変動準備金としては、総資産の100/1000が必要であると考えられる。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1．財投計画の量的縮減 | 3 |
| （1）量的縮減の進展 | 3 |
| （2）事業の見直し | 5 |
| （3）資金使途の変化 | 8 |
| （4）財投債の引受にかかる経過措置とその後 | 10 |
| 2．総点検フォローアップ（共通事項） | 13 |
| （1）財投機関債 | 13 |
| （2）民間財務諸表と公認会計士の関与 | 17 |
| （3）実地監査 | 19 |
| 3．総点検フォローアップ（個別財投事業） | 20 |
| （1）概要 | 20 |
| （2）各事業の財務の健全性等 | 23 |
| 4．財政融資資金の資産負債管理の効率化と金利変動準備金の扱い | 42 |
| むすび | 46 |

はじめに

当分科会は、平成 17 年度財政投融资計画の編成において、平成 13 年度に実施された財政投融资改革(財投改革)から 3 年が経過したことを受け、改革で実施された様々な事項について、その進捗状況の総点検を行った。総点検に係る議論は、平成 16 年 12 月 10 日に「財政投融资改革の総点検について」として報告書に取りまとめたところである。同報告書においては、財投改革後の財投の量的スリム化、各財投機関のディスクロージャーの進展等を確認するとともに、全ての財投事業について、民間準拠の財務諸表も参考に、事業の必要性、財務の健全性等について精査を行い、必要な指摘を行った。特に、財投残高が大きく、かつ、将来の財務上の懸念があった住宅金融公庫、都市再生機構については、事業の抜本の見直しを、また、債務超過となっていた事業についても必要な措置を審議した。これらの措置の実施により、「財投事業全体の財務の健全性が確かなものとなると見込まれる」旨の評価を行った。

当分科会は、平成 18 年度財投編成においても、平成 17 年度編成で実施した「財政投融资改革の総点検について」と同じ視点に立ち、当分科会で審議した事項の実施状況、財務の健全性を確認することとし、新たな措置の必要性等について指摘を行ったところである。本報告書は、その議論を取りまとめたものである。

なお、本論に入る前に、財投改革以降、今回の総点検フォローアップに至る進展を明らかにする。

(1) 平成 13 年度「財投改革」とその成果・国民経済への貢献

平成 13 年度の財投改革は、財投機関に貸し付ける原資を、郵貯・年金といった受動的に受け入れている巨額の預託金から、財投債により能動的に調達する資金へと抜本的に変更するものであった。このような「初めに真に政策的に必要な資金需要ありき」とする財政資金の供給を行う仕組みが構築されたことを受け、特殊法人等整理合理化計画による事業の見直しの取組みと相まって、本論 1 . でみるとおり、財投計画は、著しくスリム化(改革開始後の 5 年間で約半減)している。

スリム化の効果として、本論 4 . でみるとおり、平成 18 年度において財政融資資金特別会計の金利変動準備金から 12 兆円を取り崩し、国債整理基金特別会計へ繰り入れが可能となった。

すなわち、これまでの財投改革の徹底により、財投の仕組みが予期せぬ国民負担を招くのではなく、予期せぬ国民利益を生み出し、財投の枠組みを超えて、特会改革、資産・債務改革、財政健全化といった、現下の国民経済上の重要課題に貢献することとなったと言える。ここに高く評価したい。

(2) 「財投改革の総点検」と「総点検フォローアップ」

財投改革は、財投機関への資金供給の仕組みやその計画規模全体の改革と位置づけることが出来るが、これに対して、平成 17 年度編成において実施した財投改革の総点検は、財投資金を借り入れて実施される個別財投事業の財務の健全性等のチェックと位置づけられる。

すなわち、財投資金を借りる個別財投事業の中には、財務の健全性に問題があるものがあるのではないかとの批判があり、これを踏まえ、全ての個別財投事業の政策的必要性、財務の健全性について、民間準拠の財務諸表も参考に、点検を行ったものである。

その結果、財務に問題のある事業についてその処方提言し、財投事業全体の健全性について確かなものとする目処をつけ、さらに、今後の点検手法の充実として実地監査の導入を提言したところである。

平成 18 年度編成において実施した総点検のフォローアップでは、全ての個別財投事業の財務の健全性を再度点検（総点検と同じ視点）の上、総点検で指摘した問題のある財投事業への処方、実地監査が実行に移されていることを確認した。

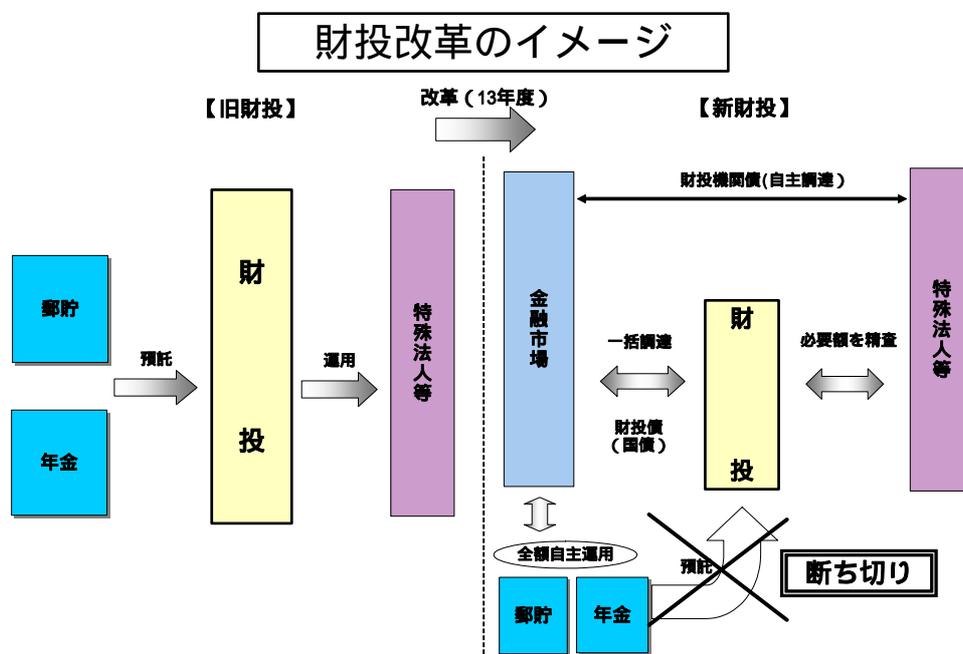
1. 財投計画の量的縮減

平成 17 年度編成において実施した総点検では、財投改革後の計画全体の量的縮減等を確認したが、今回の審議においても、その後の進捗状況を点検した。

(1) 量的縮減の進展

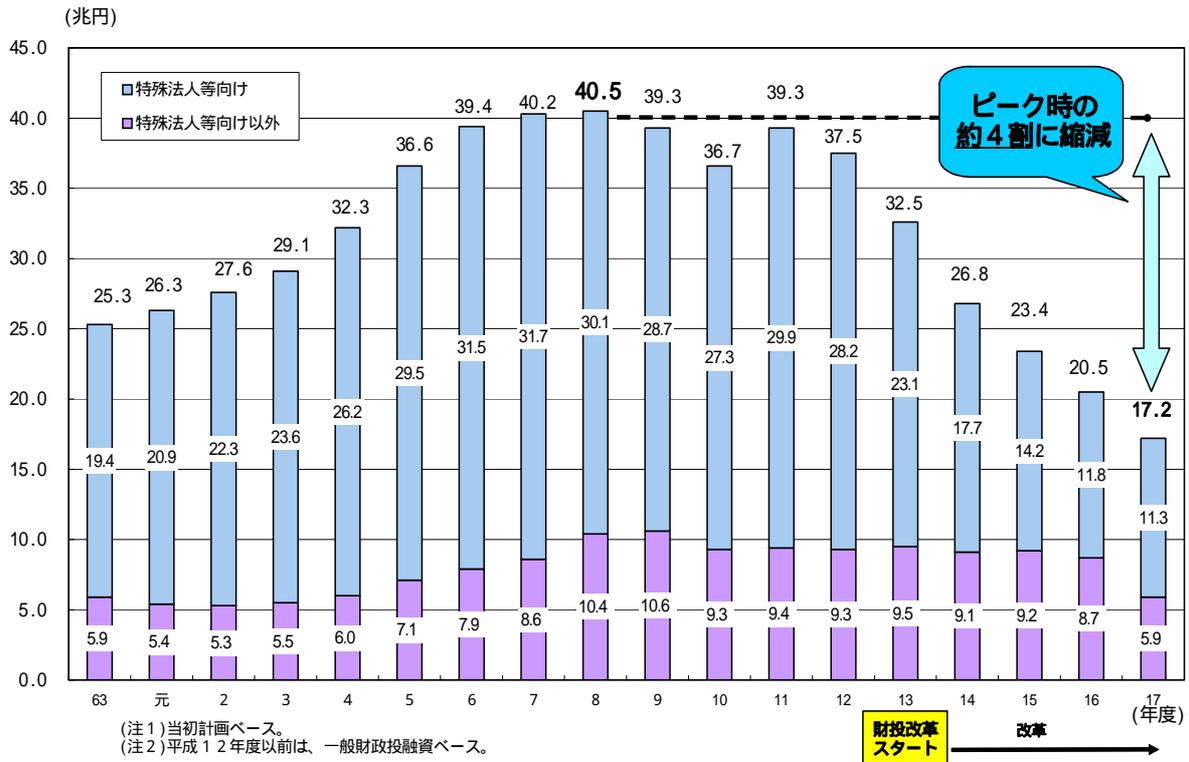
財投改革が平成 13 年度に実施され、財投事業の資金調達は、債券（財投債、財投機関債）の発行により市場の規律の下、真に必要な資金だけを調達するという仕組みに改革された。

この改革を梃子に、財投計画については、平成 13 年度以降、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）などを適切に反映しつつ、事業の重点化、事業内容の見直しが行われ、平成 17 年度計画（フロー）の規模は、ピーク時の 4 割の 17.2 兆円に、特に、特殊法人等向けについてはピーク時の 1/3 の 11.3 兆円へと、著しくスリム化された。フローの縮減を反映して、財投計画残高（ストック）の規模も縮減が進み、平成 17 年度末においては、306.3 兆円とピーク時の 7 割の規模となっている。これまでの計画（フロー）の縮減の効果は今後とも計画残高（ストック）に反映されることから、計画残高の縮減は今後とも継続するものと見込まれる。

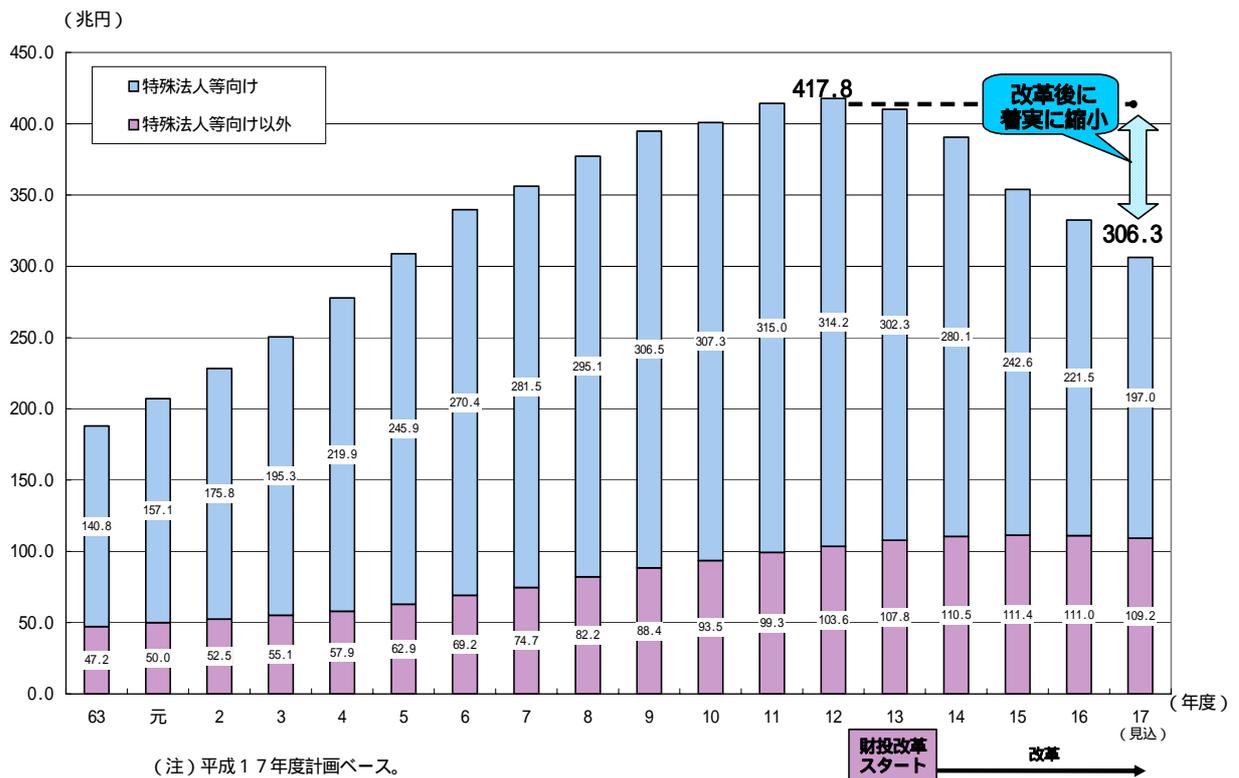


(注) 1. 簡略化のため、政府保証、産投会計投資は省略している。
2. 簡保については、財投改革前より預託義務はなかった。

財政投融资計画額の推移（フロー）



財政投融资計画残高の推移（ストック）



(2) 事業の見直し

改革から3年を経た平成17年度編成においては、当分科会において、全ての財投事業の財務の健全性について総点検を行い、財投残高において大きなウェイトを占め、かつ、将来の財務上の懸念があった住宅金融公庫、都市再生機構について、それぞれ、民間で取り組んでいる直接融資を廃止すること、ニュータウン事業から撤退することなど、抜本の見直しの必要性及び、この見直しを前提とした補償金なしの繰上償還の措置等について指摘した。

その後、この指摘が盛り込まれた住宅金融公庫、都市再生機構の事業の抜本の見直しに係る法律（「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」及び「独立行政法人住宅金融支援機構法」）が平成17年6月及び7月に制定され、上記2機関の将来の財務上の懸念の解消に目途がついた。

なお、補償金なしの繰上償還について、当分科会は、平成16年12月23日の審議において、透明性のある形で立法が行われた上で、以下の4要件が満たされることを前提に例外的に認められる措置とする旨の基本的考え方を、取りまとめたところである。

繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われること

存続する事業との勘定分離を行い撤退事業の経理を明確にすること

事業見直しに伴い、業務運営効率化等の自己努力を担保するため経営改善計画が策定されること

これらを実施することにより、財政融資資金に対する債務の償還確実性を高めることができる等、最終的な国民負担を軽減するために財政融資資金の得べかりし利益（補償金分の利益）の放棄が必要かつやむを得ないと認められること

住宅金融公庫及び都市再生機構に対する補償金なしの繰上償還により財投には逸失利益が生ずるが、この際に免除される補償金の総額は、以下のとおりである。

・ 住宅金融公庫

将来の金融情勢等にもよるが、昨年試算では、10兆円前後の繰上償還を前提とすると、1兆円前後と見込まれ、その旨、当分科会で説明が行われるとともに、国会でも答弁が行われている。

なお、これまで実施した1.2兆円の繰上償還によって免除された補償金は、

約 3,314 億円となっている。また、住宅金融公庫は、今後、毎年度の決算公表にあわせ、ホームページ等において、財投の免除補償金額を公表する予定である。

- ・ 都市再生機構

免除される補償金の総額は、平成 17 年度中に全額繰上償還が実施されたことにより、約 9,018 億円と確定し、また、その旨、当分科会で説明が行われた。都市再生機構においても、平成 17 年度の決算公表にあわせ、ホームページ等において財投の免除補償金額を明示していく予定である。

今般の見直しが、財投の逸失利益を伴うものである、という事実を重く受けとめ、国民に説明を十分に行うこと、今後の政策立案・実施に当たり、十分生かしていくことが重要である。

繰上償還についての基本的考え方

平成16年12月23日
当分科会において了承

1. 財政融資資金（財投改革以前の資金運用部資金）の貸付は、利ざやを取らずに収支相償うよう運営されていることから任意の繰上償還に応ずる場合、補償金の支払が前提となるが、財投改革以前は補償金の概念が十分に確立していなかったことから、財投機関からの繰上償還については基本的に応じないこととしていた。
こうした中で、平成10年に、国鉄長期債務の本格的処理及び国有林野事業の抜本的改善策の実施に伴い、国鉄清算事業団及び国有林野事業特別会計から一般会計が承継した債務については、立法措置により繰上償還を認めている。
(注) 国鉄・国有林野事業については、平成10年に決定された措置も含め、昭和50年代以降、経営改善計画等の作成、事業・組織の見直し等の措置を実施。
2. 一方、財投改革の議論においては「金融システム改革の進展等を踏まえ、市場メカニズムとの調和を一層促進することが必要」との観点から、補償金の「支払を前提とした繰上償還のルール」の適用を受ける「新しい貸付制度の一層の普及に努めるべき」（平成9年 財政投融資の改革に向けて（資金運用審議会懇談会座長談話））とされ、最終的に平成13年4月の地方公共団体に対するルール導入を最後に全財投機関との間で補償金の支払を前提とした繰上償還ルールが導入された。
3. 以上のように、補償金の概念が確立した財投改革以後は補償金の支払を前提としない繰上償還は想定されておらず、財投改革前において国鉄・国有林野事業に係る債務について繰上償還を立法措置によって認めたことを踏まえると、補償金の支払を前提としない繰上償還は、例外的な措置として、次の要件が満たされた上で透明性のある形で法律に基づいて行われることが必要である。

繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われること

存続する事業との勘定分離を行い撤退事業の経理を明確にすること

事業見直しに伴い、業務運営効率化等の自己努力を担保するため経営改善計画が策定されること

これらを実施することにより、財政融資資金に対する債務の償還確実性を高めることができる等、最終的な国民負担を軽減するために財政融資資金の得べかりし利益（補償金分の利益）の放棄が必要かつやむを得ないと認められること

(3) 資金使途の変化

財投計画の編成に当たっては、平成 13 年度の財投改革実施以降、対象事業の重点化を図りつつ、真に政策的に必要と考えられる資金需要に限定して資金の供給を行うこととされており、この結果、財投改革後の資金使途は大きく変化している。

主として財投債を原資とする財政融資（注）については、平成 17 年度から道路関係 4 公団及びこれを引き継ぐ民営化後の各会社・機構向け融資を廃止するなど、公共事業系機関向けの財政融資の規模を大幅に縮減しており、財政融資のピーク時（平成 8 年度）から 1/4 の規模となっている。これを主たる要因として、財政融資全体の規模は、ピーク時（平成 8 年度）の 1/3 にまで著しく縮減されている。

資金使途の内訳は、上述のとおり公共事業系が著しく減少し、中小、零細企業や個人、学生、社会福祉法人の支援を実施する機関向けと地方向けが大半を占めるようになっている。

（注）財政融資とは、財投計画における主たる政策手段としての融資のことである（この他、財投計画における政策手段としては、機関の借入金・債券に対する政府保証、機関に対する投資がある）。財政融資については、財投改革（平成 13 年度）前は、主に郵貯からの義務預託を原資とする資金運用部からの融資が中心であり、これに加え簡保から機関への融資があった。財投改革後は、財投債を原資とする財政融資資金から機関への融資が中心であり、これに加え、郵貯・簡保から地方公共団体への融資がある。（但し、郵貯・簡保からの財投計画の下での地方公共団体向け融資は、郵政民営化に伴い廃止の予定）

財政融資の貸付先の変化

（単位：兆円）

| | 平成 8 年度 | 平成 17 年度 | | シェアの推移 |
|-------------|---------|----------|--------|---------|
| 計 | 37.4 | 12.2 | 1/3へ縮小 | - |
| 地方向け以外 | 28.6 | 7.5 | | 77% 61% |
| 公共事業系機関 | 4.5 | 1.2 | 1/4へ縮小 | 12% 9% |
| 中小・教育・福祉系機関 | 6.5 | 4.6 | | 17% 38% |
| その他 | 17.7 | 1.7 | | 47% 14% |
| 地方向け | 8.7 | 4.7 | | 23% 39% |

（注）財政融資とは、平成 13 年度以前は、資金運用部資金及び簡保資金の融資（両資金による財投機関が発行する債券の引受も含む）、平成 13 年度以降は、財政融資資金の融資（財投機関が発行する債券の引受を含む）及び地方公共団体向けの郵貯・簡保の融資のことである。

財政投融资計画（対象機関別）

（単位：億円）

| | | 平成8年度 | 平成17年度 |
|----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 財政投融资計画（総額） | | 405,337 | 171,518 |
| 地方向け | | 104,180 | 58,900 |
| 地方向け以外 | | 301,157 | 112,618 |
| 中小・零細事業者向け融資機関 | 中小企業金融公庫 | 18,700 | 14,172 |
| | 国民生活金融公庫 | 35,515 | 24,900 |
| | 農林漁業金融公庫 | 3,500 | 1,800 |
| | 沖縄振興開発金融公庫 | 2,615 | 1,112 |
| 教育機関 | （独）日本学生支援機構 | 429 | 3,371 |
| | 日本私立学校振興・共済事業団 | 300 | 160 |
| 福祉関係機関 | （独）福祉医療機構 | 4,027 | 3,994 |
| その他特定法人等 | | 236,071 | 63,109 |
| | | 65,086 地方向け以外の 21.6% | 49,509 地方向け以外の 44.0% |

（注）平成8年度は一般財政投融资ベース

財政融資資金貸付（財投債を原資とする場合）

（単位：億円）

| | | 平成8年度 | 平成17年度 |
|----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 財政融資資金（総額） | | 304,187 | 110,340 |
| 地方向け | | 69,800 | 35,400 |
| 地方向け以外 | | 234,387 | 74,940 |
| 中小・零細事業者向け融資機関 | 中小企業金融公庫 | 11,029 | 12,122 |
| | 国民生活金融公庫 | 27,390 | 23,900 |
| | 農林漁業金融公庫 | 3,267 | 1,800 |
| | 沖縄振興開発金融公庫 | 2,022 | 1,109 |
| 教育機関 | （独）日本学生支援機構 | 429 | 3,371 |
| | 日本私立学校振興・共済事業団 | 150 | 160 |
| 福祉関係機関 | （独）福祉医療機構 | 3,827 | 3,994 |
| その他特定法人等 | | 186,273 | 28,484 |
| | | 48,114 地方向け以外の 20.5% | 46,456 地方向け以外の 62.0% |

（注）平成8年度は一般財政投融资ベース

(4) 財投債の引受にかかる経過措置とその後

経過措置

財投改革により、財政融資資金（旧資金運用部）の資金調達は、預託金による受動的な資金調達から財投債発行による能動的な資金調達へと抜本的に変更されたが、財投改革前に預けられた郵貯・年金に対する預託金の払戻し（年間 40～60 兆円程度）を行うための資金を国が全て市場調達した場合の市場への影響等を勘案して、平成 19 年度末までの時限措置として、郵貯等が財投債の一部を引き受ける経過措置を設けている。

本措置は、預託金の払戻しが基本的に終了する平成 19 年度をもってその必要性はなくなり、平成 20 年度以降は、財投債の発行は全額市中発行となる。

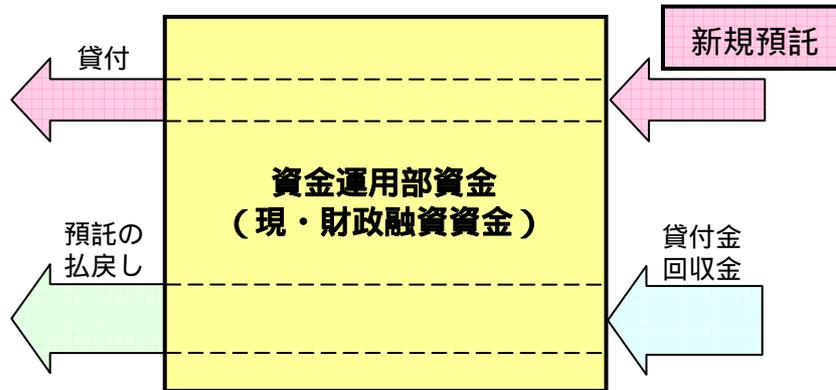
経過措置後の財投債の発行額

以下のとおり、平成 20 年度以降は経過措置が終了し、これまでのような郵貯等との直接的な資金的つながりは、完全に解消することとなるが、経過措置の廃止によって財投債による調達難等、市場に混乱を起こすことはないと考えられる。

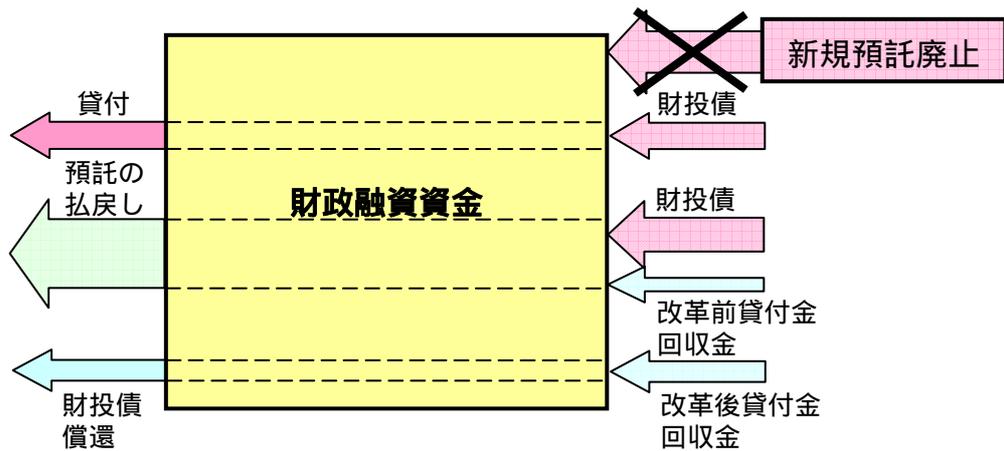
- (イ) 平成 20 年度以降の財投債の要発行額については、毎年度の財投規模にもよるが、郵貯等への預託金の払戻しが基本的に終了するため、現在の市場での発行額の 12 兆円から急増することはない、市場のみで消化可能である。
- (ロ) 財投債の発行については、財投事業の規模を真に政策的に必要な規模に精査して、絞り込み、その規模を前提に、必要最小限の量を発行することとされており、民営化後の郵貯銀行等が購入するかどうかにより発行量が左右されるものではない。
- (ハ) なお、平成 20 年度以降も、民営化後の郵貯銀行等が市場で国債を購入する場合には、その一部が財投債である場合も考えられるが、これは、民間の市場参加者の一員として完全な自主判断に基づいて行われるものと言える。

経過措置のイメージ

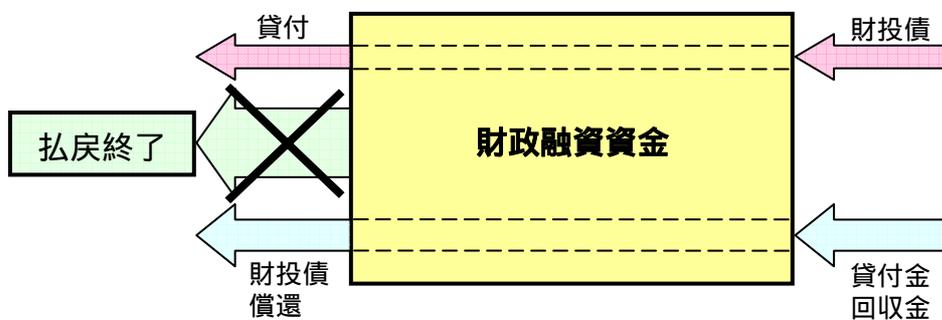
財投改革前（～平成12年度）



経過措置期間中（平成13～19年度）



経過措置期間終了後（平成20年度～）



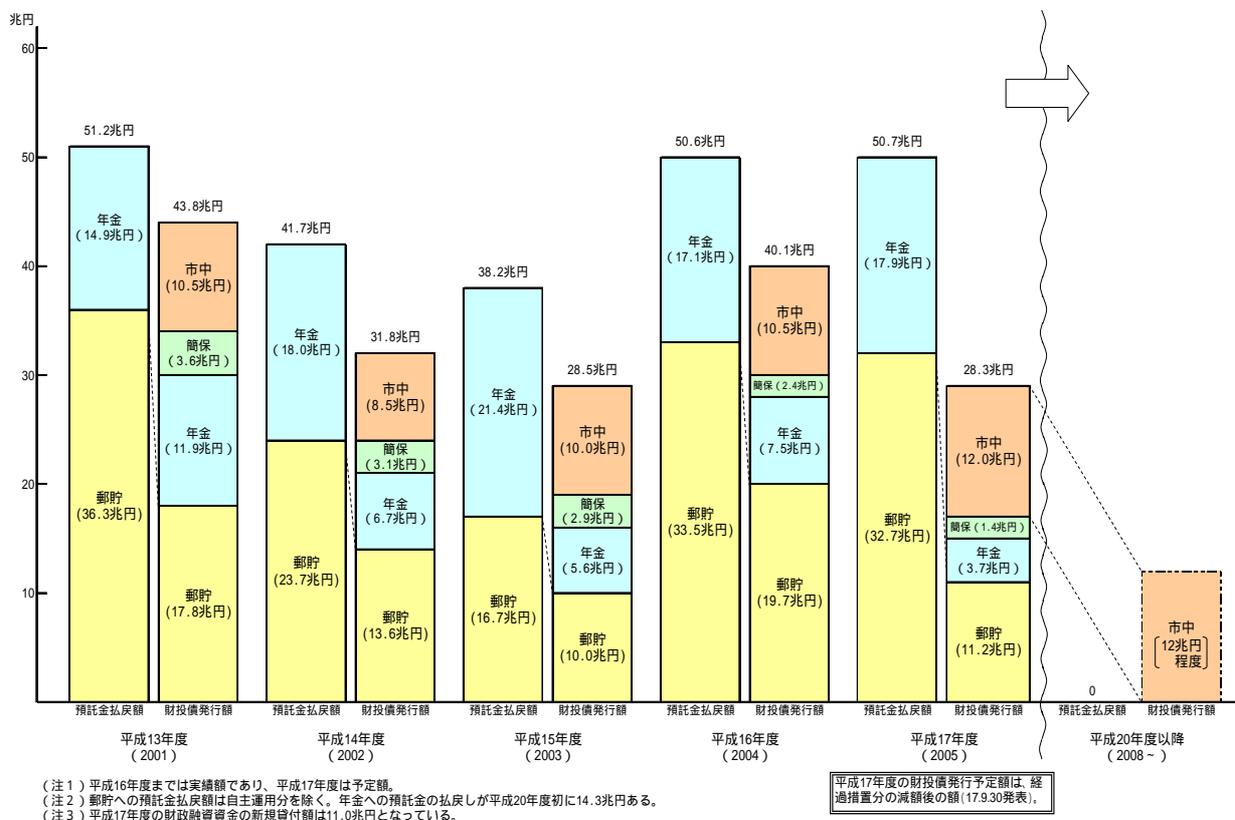
郵貯・年金における預託金払戻額に対する財投債引受額の比率

(単位: 億円, %)

| | 預託金払戻額(A) | | | 財投債直接引受額(B) | | | 比率(B)/(A) | | |
|--------|-----------|---------|---------|-------------|---------|---------|-----------|-------|-------|
| | 合計 | 郵貯 | 年金 | 合計 | 郵貯 | 年金 | 合計 | 郵貯 | 年金 |
| 平成13年度 | 551,648 | 402,970 | 148,678 | 296,948 | 178,349 | 118,599 | 53.8% | 44.3% | 79.8% |
| 平成14年度 | 471,130 | 291,476 | 179,654 | 202,580 | 135,691 | 66,889 | 43.0% | 46.6% | 37.2% |
| 平成15年度 | 429,042 | 214,679 | 214,363 | 155,936 | 99,504 | 56,432 | 36.3% | 46.4% | 26.3% |
| 平成16年度 | 555,978 | 384,835 | 171,143 | 271,671 | 196,788 | 74,883 | 48.9% | 51.1% | 43.8% |
| 平成17年度 | 556,643 | 377,150 | 179,493 | 149,000 | 112,000 | 37,000 | 26.8% | 29.7% | 20.6% |

注) 平成16年度までは実績額、平成17年度は計画額(減額後)である。

預託金払戻額及び財投債発行額の推移



2. 総点検フォローアップ（共通事項）

総点検においては、ディスクロージャー等について、改革の進捗状況を確認し、必要な指摘を行ったが、本年は、その実施状況を審議した。

（1）財投機関債

総点検の指摘事項

各機関毎に、ALMの効果、調達コスト、市場の状況等を勘案しながら、財政融資資金の借入による調達と財投機関債による調達の効果的組み合わせを検討することが適当であると考えられる。

指摘の実施状況

（イ）平成17年度計画においては、財投改革後初めて、一定規模を有する全ての財投機関（年度当初時点で財投要求を行っている機関のうち市中起債が現実的に可能と考えられる10億円以上の財投規模を有する借入調達機関）で財投機関債を発行することとなった。

平成18年度においても10億円以上の財投規模を有している借入調達機関全てが財投機関債を要求してきている。

（ロ）現実の財投機関債発行の効果としては、機関側が、政府保証のない債券を発行することを通じて、ディスクロージャーを進めるとともに、市場との緊張関係を通じた業務効率化への一定のインセンティブ付けの面も大きいと考えられる。

平成17年度計画においては、一定規模を有する全ての財投機関が財投機関債を発行することとなったことにより、財投事業が国会等による財政的な監視を受けることに加え、市場からの評価も受けるようにするという財投改革の趣旨は、一定の進展があったものと評価できる。

なお、発行額は、財投機関債が導入された平成13年度の1.1兆円から、平成17年度には5.9兆円（いずれも当初計画ベース）へと約5倍の伸びを示しており、平成18年度においても、更に拡大が見込まれている。

（参考）財投機関債に関しては、財投改革の基本的考え方を議論した資金運用審議会懇談会とりまとめ（9.11.27）に次のとおり、整理されているところである。

- ・ 各機関及び所管省庁において、事業を実施するために必要な額の範囲で財投機関債を発行することができるかどうかについて検討することが必要であ

る。その際、財政構造改革の観点から、財政負担が増大することのないよう留意する必要がある。

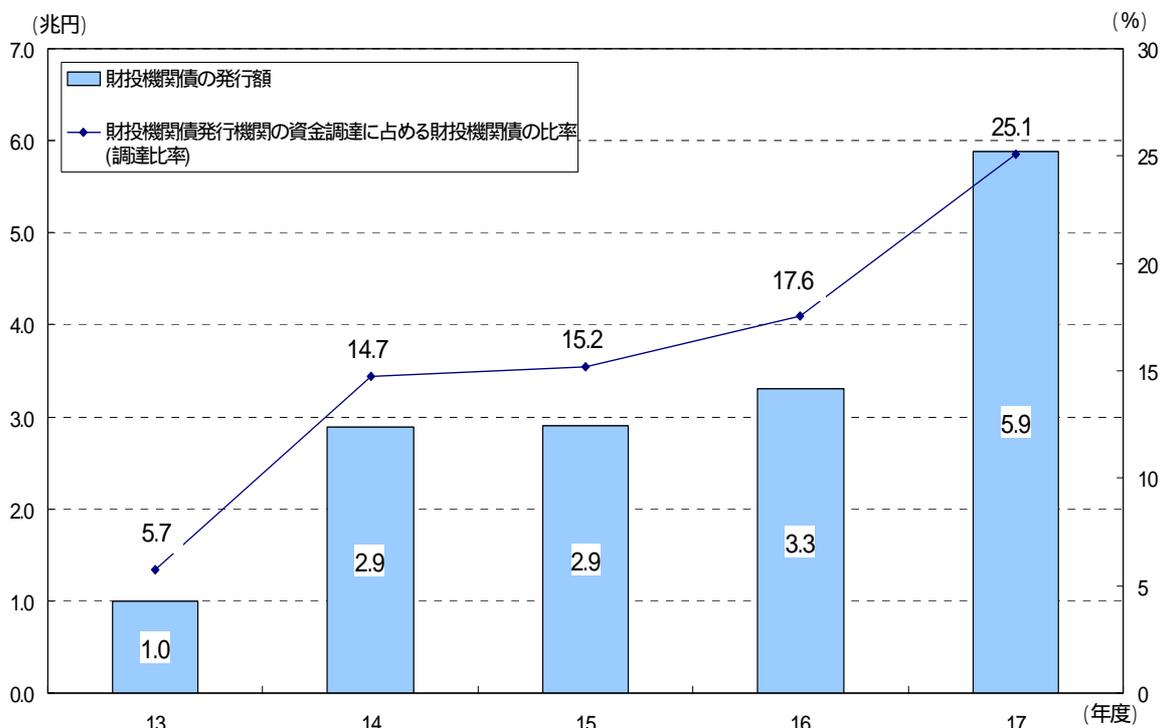
- ・ 財投機関債による資金調達では当該政策分野に必要な資金需要を満たすことができない機関又は資金調達コストが大幅に上昇してしまう機関に対しては、国民の負担を最小とする観点から、政府が資金の調達量と年限を能動的に決定し、国の信用で市場原理に基づいて一括調達する方式である財投債を導入することが必要である。

今後の留意事項等

引き続き、各機関毎に、ALMの効果、調達コスト、市場の状況等を勘案しながら、財政融資資金の借入による調達と財投機関債による調達の効果的組み合わせを検討することが適当であると考えられる。

なお、財投機関債については、調達額が国会の議決の対象ではなく、国会の監視がないことにも留意が必要である。また、「いわゆる『暗黙の政府保証』の問題について、改めて考える必要があるのではないか」との指摘もあった。

財投機関債の拡充



(注) 13～16年度は実績値、17年度は予定額

17年度は、財投改革後初めて、一定の財投規模を有する全ての財投機関が財投機関債の発行を行う見込み。

財投機関債の発行予定及び発行実績

(単位: 億円)

| 機 関 名 [17年度末現在] | 金 額 | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|--------|------------|----------|---------|--------|--------|----------|--------|------------|----------|-------|
| | 13年度 | | 14年度 | | 15年度 | | 16年度 | | 17年度 | | 18年度 | |
| | 予定 | 実績 | 予定 | 実績 | 予定 | 実績 | 予定 | 実績 | 予定 | 要求 | | |
| 住宅金融公庫 | 2,000 | 2,000 | 6,000 | 6,000 | 8,500 | 3,500 | 15,000 | 3,600 | 27,600 | 37,692 | | |
| 公営企業金融公庫 | 1,000 | 1,000 | 2,200 | 2,200 | 3,000 | 3,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | | |
| 国民生活金融公庫 | - | - | 2,000 | 2,000 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | |
| 中小企業金融公庫 | - | - | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | |
| 沖縄振興開発金融公庫 | - | - | 100 | 100 | 200 | 200 | 200 | 200 | 300 | 300 | | |
| 農林漁業金融公庫 | 150 | 145 | 220 | 220 | 220 | 220 | 230 | 230 | 230 | 230 | | |
| 日本政策投資銀行 | 1,000 | 1,000 | 2,000 | 2,000 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | |
| 国際協力銀行 | 1,000 | 1,000 | 2,000 | 2,000 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,600 | 2,600 | | |
| 独立行政法人都市再生機構 | 〔都市基盤整備公団〕 | | 300 | 250 | 500(50) | 700 | 900 | 1,100 | 1,340 | 1,600 | 2,400 | 1,400 |
| | 〔地域振興整備公団<地方都市開発整備等事業勘定>〕 | | 40 | 40 | 60 | 148 | 100 | 227 | | | | |
| 独立行政法人水資源機構〔水資源開発公団〕 | 100 | 100 | 130 | 130 | 130 | 130 | 150 | 150 | 150 | 110 | | |
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 〔日本鉄道建設公団〕 | | 100 | 100 | 250 | 250 | 400 | 400 | 650 | 650 | 860 | 950 |
| | 〔運輸施設整備事業団〕 | | 60 | 100 | 250 | 250 | 250 | 250 | | | | |
| 独立行政法人環境再生保全機構〔環境事業団〕 | - | - | 60 | 50 | 50 | 50 | 70 | 70 | 50 | 財投対象外 | | |
| 独立行政法人福祉医療機構〔社会福祉・医療事業団〕 | 100 | 100 | 200 | 200 | 400 | 400 | 600 | 600 | 1,190 | 1,215 | | |
| 独立行政法人国立病院機構 | 16年4月1日設立 | | | | | | - | - | 30 | 30 | | |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 70 | 70 | 70 | 80 | | |
| 独立行政法人国立大学財務・経営センター | 16年4月1日設立 | | | | | | - | - | 50 | 50 | | |
| 独立行政法人日本学生支援機構〔日本育英会〕 | 100 | 100 | 560 | 560 | 560 | 610 | 760 | 760 | 1,100 | 1,170 | | |
| 独立行政法人緑資源機構〔緑資源公団〕 | - | - | 40 | 40 | 47 | 47 | 65 | 65 | 65 | 60 | | |
| 〔日本道路公団〕 | 1,500 | 650 | 4,000(850) | 5,490 | 5,100 | 5,100 | 5,300 | 5,300 | 4,800 | 17年10月1日解散 | | |
| | 〔首都高速道路公団〕 | 100 | - | 300(100) | 500 | 500 | 400 | 700(100) | 650 | | 500(150) | |
| | 〔阪神高速道路公団〕 | 100 | 100 | 200 | 200 | 350 | 350 | 450 | 450 | | 500 | |
| | 〔本州四国連絡橋公団〕 | - | - | - | - | - | 220 | 100 | 420 | | 400 | |
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構〔 〕 | 17年10月1日設立 | | | | | | | | 5,300 | | | |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構〔地域振興整備公団<工業再配置等事業勘定>〕 | 60 | 60 | 70 | 137 | 100 | 100 | 160 | - | 産投のみ | 産投のみ | | |
| 商工組合中央金庫 | 2,249 | 2,249 | 2,832 | 2,832 | 3,319 | 3,319 | 3,804 | 3,804 | 4,135 | 4,183 | | |
| 東日本高速道路株式会社〔 〕 | 17年10月1日設立 | | | | | | | | 750 | | | |
| 中日本高速道路株式会社〔 〕 | 17年10月1日設立 | | | | | | | | | | | |
| 西日本高速道路株式会社〔 〕 | 17年10月1日設立 | | | | | | | | | | | |
| 首都高速道路株式会社〔 〕 | 17年10月1日設立 | | | | | | | | | | | |
| 阪神高速道路株式会社〔 〕 | 17年10月1日設立 | | | | | | | | 50 | | | |
| 成田国際空港株式会社〔新東京国際空港公団〕 | 500 | 500 | 350(29) | 300 | 413 | 200 | 797 | 500 | 563 | 財投対象外 | | |
| 関西国際空港株式会社 | - | - | - | - | - | 31 | - | 300 | 13 | 95 | | |
| 東京地下鉄株式会社〔帝都高速度交通営団〕 | 439 | 450 | 690 | 550 | 財投対象外 | | | | | | | |
| 電源開発株式会社 | 100 | - | 財投対象外 | | | | | | | | | |
| 合 計 | 10,958 | 10,004 | 27,072 | 28,917 | 33,799 | 29,114 | 44,046 | 33,019 | 58,806 | 67,565 | | |
| 〔機関数〕 | [20] | [18] | [1,029] | [24] | [23] | [25] | [100] | [23] | [150] | [25] | | |

(注) 1. 機関名欄の〔 〕書は、組織変更前の機関名である。

2. 計数は額面ベースであり、計数欄の〔 〕書は、前年度繰越分で外書である。

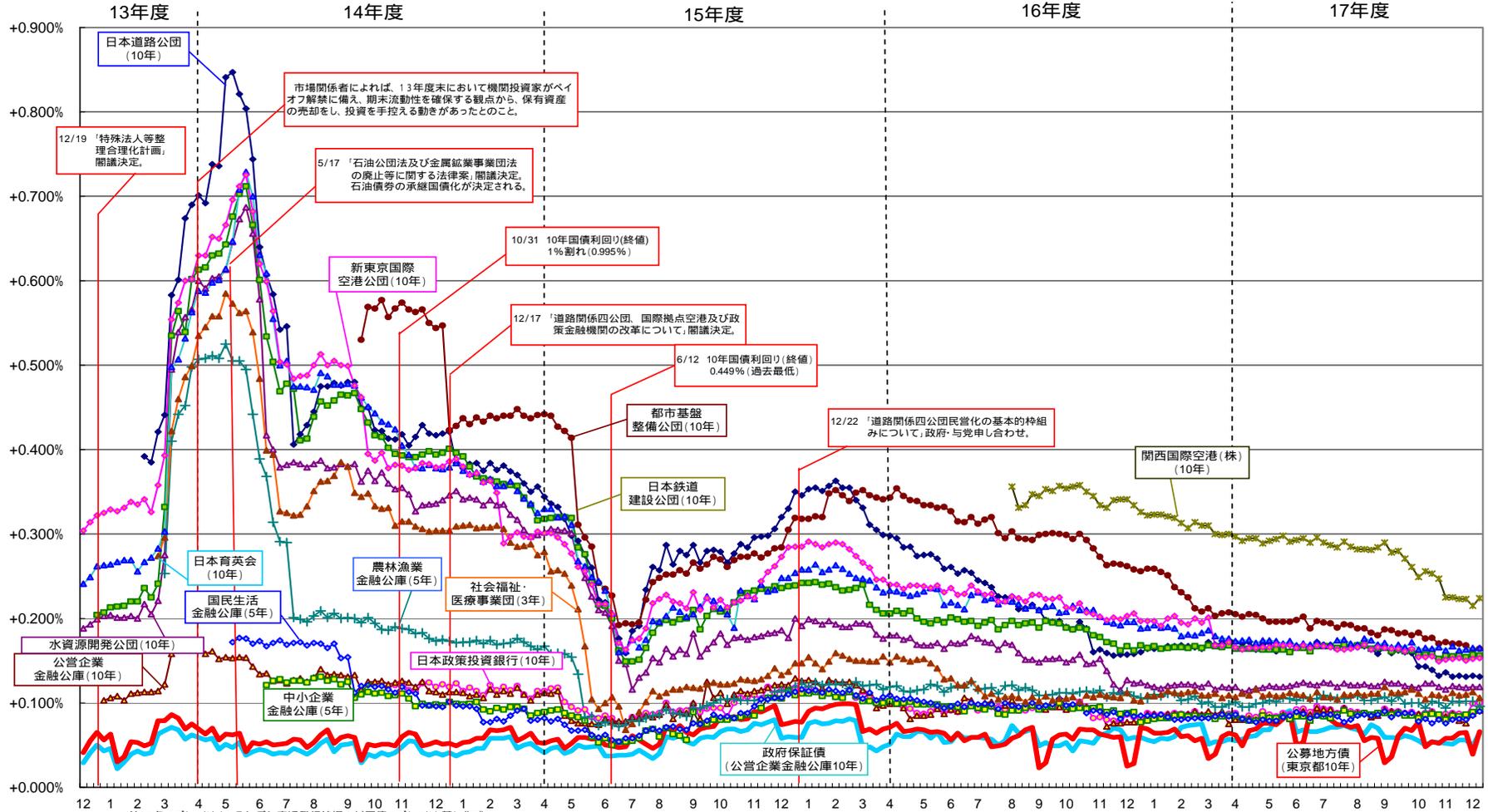
3. 独立行政法人都市再生機構の16年度の計数は、旧都市基盤整備公団分(300億円)を含む。

4. 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の17年度の金額は、当該各公団の業務の一部を承継した独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構分(2,349億円)を含む。

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団は、17年10月1日をもって解散し、その業務は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社に承継された。

財投機関債流通利回りの対国債スプレッド

JGBスプレッド



(注) 1.各スプレッドとも、それぞれ直近発行銘柄の対国債スプレッドを基に作成。
 2.都市基盤整備公団は平成16年8月13日より(独)都市再生機構、日本鉄道建設公団は平成16年6月25日より(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、社会福祉・医療事業団は平成16年7月9日より(独)福祉医療機構、水資源開発公団は平成16年11月19日より(独)水資源機構のスプレッド、新東京国際空港公団は平成17年3月11日より成田国際空港(株)のスプレッドを掲載。
 (出典:日本証券業協会等調べ)

(2) 民間財務諸表と公認会計士の関与

総点検の指摘事項

現時点で公認会計士による会計監査を受けていない財投機関にあつては、予算等の制約も踏まえつつも、今後、監査を受けることを検討することが適当と考えられる。

指摘の実施状況

昨年度の総点検の時点で公認会計士による監査を受けていなかった機関は、商工中金、道路関係 4 公団、日本私立学校振興・共済事業団、及び 6 公庫であったが、これらのうち、公庫を除く全ての機関が、以下のとおり、新たに監査を受けることとなった。

(イ) 商工中金は、平成 16 年度決算より自主的に公認会計士による監査を受けることとした。

(ロ) 道路関係 4 公団も、民営化後の新組織(独立行政法人、特殊会社)において、公認会計士の監査が義務づけられる。

(ハ) 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)は、平成 18 年度決算より、自主的に公認会計士による監査を受けることを予定している。

(ニ) 公庫のうち住宅金融公庫も、独法化により公認会計士の監査が義務づけられる。

今後の留意事項等

現在公認会計士の監査を受けていない残りの機関についても、改革による組織改編は控えているものの、財務の健全性への監視の強化という観点から、早期に、公認会計士監査を導入することが適当である。

平成18年度財投要求を行った事業を行う特殊法人等34機関
の民間準拠の財務諸表への公認会計士の関与

| | 機 関 名 | 民間準拠の財務書類の作成・公表 | 左記財務書類の公認会計士による監査証明取得の有無 |
|--|--------------------------------|---|------------------------------------|
| 特 殊 法 人 1 0 法 人 | 日本私立学校振興・共済事業団【注1】 | 設立法に基づき、原則として企業会計原則による財務諸表を作成・公表 | なし (公認会計士による助言・指導等の関与あり) |
| | 住宅金融公庫【注2】 | | |
| | 公営企業金融公庫 | | |
| | 国民生活金融公庫 | 設立法等の規定に基づく財務諸表に加え、企業会計原則に準拠した「行政コスト計算財務書類」を作成・公表 | |
| | 中小企業金融公庫 | | |
| | 沖縄振興開発金融公庫 | | |
| | 農林漁業金融公庫 | | |
| | 日本政策投資銀行 | | |
| | 国際協力銀行 | | |
| 商工組合中央金庫 | 設立法等の規定に基づき、金融機関と同様の財務諸表を作成・公表 | | |
| 特 殊 会 社 6 法 人 | 東日本高速道路株式会社 | 商法に基づく財務諸表を作成・公表 | あり (株式会社の監査等に関する法律に基づく公認会計士の監査) |
| | 中日本高速道路株式会社 | | |
| | 西日本高速道路株式会社 | | |
| | 首都高速道路株式会社 | | |
| | 阪神高速道路株式会社 | | |
| | 関西国際空港株式会社 | | |
| 独 立 行 政 法 人 1 8 法 人 | 都市再生機構 | 独立行政法人通則法に基づき、原則として企業会計原則による財務諸表を作成・公表 | あり (独立行政法人通則法に基づく公認会計士の監査) |
| | 水資源機構 | | |
| | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | | |
| | 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 | | |
| | 福祉医療機構 | | |
| | 国立病院機構 | | |
| | 医薬基盤研究所 | | |
| | 国立大学財務・経営センター | | |
| | 日本学生支援機構 | | |
| | 農業・生物系特定産業技術研究機構 | | |
| | 緑資源機構 | | |
| | 日本高速道路保有・債務返済機構 | | |
| | 中小企業基盤整備機構 | | |
| | 奄美群島振興開発基金 | | |
| | 科学技術振興機構 | | |
| | 情報処理推進機構 | | |
| | 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | | |
| | 情報通信研究機構 | | |

【注1】日本私立学校振興・共済事業団(助成助定)は、18年度決算より、自主的に公認会計士の監査を受けることを予定している。

【注2】住宅金融公庫については、19年4月に廃止し、独立行政法人へ移行することから、19年度以降については他の独立行政法人と同様の扱いとなる。

(3) 実地監査

総点検の指摘事項

特殊法人等が行う財投事業について実地監査を実施できる体制を早急に整備することが必要である。

指摘の実施状況

財投対象機関のうち、地方公共団体については、全団体に対して、定期的な実地監査を実施してきたが、総点検の指摘を受け、特殊法人等についても、平成 17 年 7 月 1 日に実地監査体制が発足し、実地監査手順の確認や各財投機関の情報の収集・整理・分析等を行い、平成 17 年度中に監査を開始した。(平成 17 年度中は 2 機関が対象)

今後、各財投機関に対する監査を順次実施する予定である。

今後の留意事項等

財政投融资による貸付は、民間金融機関の貸付と異なり、国が特殊法人等への有償資金の長期貸付を通じて、政策的に長期事業を推進する財政政策である。したがって、借り手の特殊法人等に対し、貸し付けた資金が公共の利益のために使用され、事業を適切に推進しているかどうかについて、国は当該貸付金の返済まで、貸し手としてガバナンスを効かせ、編成 貸付執行 事後チェック 新規の編成という事務のサイクルを的確に運営することが、適切な財政政策の遂行上必要である。

実地監査は、このサイクルの中の事後チェックを行うために有効かつ不可欠な手段であり、その手法を充実させるとともに、内部監査との相互補完により実施していくことが重要である。

なお、これらの貸付金の譲渡・売却については、以上のような財政政策の一環としての性格を有すること、さらに、譲渡・売却の場合に市場から要求される信用コスト、流動性プレミアム、事務コストなどにより損失(国民負担)が発生することに留意する必要があると考えられる。

また、「地方公共団体向け貸付に係る実地監査については、これまでは、貸付対象事業の適債性に係る非違のチェックが中心であったが、今後は、公営企業の経営状況の確認等に重点をシフトしていくことが望ましい」との指摘があった。

3. 総点検フォローアップ（個別財投事業）

（1）概要

今般の審議においても、昨年度の総点検と同じ視点に立ち、特殊法人等が行う全ての財投事業について、民間準拠の財務諸表も参考に、財務の健全性等について点検を行った。特に、総点検でヒアリングも含めて重点的に精査を行った主要18機関・勘定のうち、平成18年度財投要求を行わなかった環境再生保全機構を除く17機関・勘定については、今回もヒアリングを含めた平成17年度と同様の重点的 point 点検を実施した。

平成17年度編成において実施した総点検の時点では、平成17年度財投要求を行った全特殊法人等（34機関・勘定）のうち、29機関・勘定が債務を上回る資産を有しており、以下の5機関・勘定が債務超過となっていたところである。（平成15年度決算の民間準拠のバランスシート・ベース）

- （イ） 国民生活金融公庫
- （ロ） 日本学生支援機構
- （ハ） 福祉医療機構(年金担保貸付勘定)
- （二） 環境再生保全機構
- （ホ） 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶勘定)

今般の審議においても、これら34機関・勘定について、平成16年度決算の民間準拠のバランスシートを確認した。

その結果、以下のとおり、30機関・勘定が債務を上回る資産を有しており、4機関・勘定が債務超過となっている。

（イ）平成15年度債務超過5機関・勘定のうち、3機関・勘定（日本学生支援機構、福祉医療機構(年金担保貸付勘定)、環境再生保全機構）については、債務超過を解消した。

（ロ）他方、2機関・勘定（国民生活金融公庫、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶勘定)）については、引き続き債務超過となっているが、昨年度の総点検で指摘した対処方針を実施中である。

（ハ）なお、新たに2機関（住宅金融公庫、阪神高速道路公団）が債務超過となったが、住宅金融公庫については、昨年度の総点検で、このような状況の発生

を予め把握し、対応策を措置済みであり、また、阪神高速道路公団については、民営化による組織・事業の見直しにより、対応策を措置済みである。

以上のとおり、債務超過の4機関・勘定についても、いずれも、然るべき対処方針が採られており、現時点で財務の健全性に問題はないと考えられるが、今後とも、事業・財務の状況をフォローすることが重要である。

なお、平成17年11月29日に経済財政諮問会議において、「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられたが、引き続き検討される具体的な制度設計を踏まえて、今後の財投計画編成において、適切に反映させることが必要である。

特殊法人等の平成16年度末財政投融资計画残高及び資本状況 (平成17年度財投対象)

(単位:億円)

| 機 関 名 | 16年度末 財政投融资計画残高 | 資本の部合計 (16 民間準拠の財務諸 表ベース) | <参考> 資本の部合計 (15 民間準拠の 財務諸表ベース) | 増 減 (15 16) |
|--------------------------------------|--------------------|---------------------------------|---|----------------|
| 住宅金融公庫 | 528,822 | 3,685 | 646 | 4,331 |
| 公営企業金融公庫 | 169,903 | 24,702 | 21,530 | 3,173 |
| 国民生活金融公庫 | 82,441 | 1,216 | 1,338 | 122 |
| 中小企業金融公庫 | 64,836 | 288 | 1,057 | 769 |
| 融資勘定 | 64,834 | 287 | 1,057 | 770 |
| 証券化支援買取業務勘定 | 3 | 1 | - | 1 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 12,569 | 478 | 451 | 28 |
| 農林漁業金融公庫 | 28,171 | 2,745 | 2,560 | 185 |
| 日本政策投資銀行 | 122,765 | 18,751 | 17,536 | 1,214 |
| 国際協力銀行 | 116,771 | 81,753 | 78,960 | 2,793 |
| 国際金融等勘定 | 74,516 | 15,994 | 16,207 | 213 |
| 海外経済協力勘定 | 42,255 | 65,760 | 62,753 | 3,007 |
| (独)都市再生機構 | 145,617 | 1,957 | 661 | 1,296 |
| (独)水資源機構 | 11,370 | 828 | 700 | 127 |
| (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 15,042 | 2,526 | 2,708 | 182 |
| 建設勘定 | 12,539 | 2,984 | 2,991 | 7 |
| 船舶勘定 | 2,503 | 458 | 283 | 175 |
| (独)環境再生保全機構(承継勘定) | 2,140 | 13 | 354 | 366 |
| (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (金属鉱業一般勘定) | 66 | 9 | 9 | 0 |
| (独)福祉医療機構 | 32,871 | 48 | 48 | - |
| 一般勘定 | 31,249 | 46 | 49 | 3 |
| 年金担保貸付勘定 | 1,622 | 2 | 1 | 3 |
| (独)国立病院機構 | 7,400 | 2,380 | 2,432 | 52 |
| (独)医薬基盤研究所(研究振興勘定) | 6 | 3 | 58 | 55 |
| 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定) | 2,221 | 576 | 576 | - |
| (独)国立大学財務・経営センター(施設整備勘定) | 9,820 | 563 | - | 563 |
| (独)日本学生支援機構 | 15,080 | 638 | 218 | 856 |
| (独)農業・生物系特定産業技術研究機構 (民間研究促進業務勘定) | 345 | 103 | 107 | 5 |
| (独)緑資源機構 | 4,009 | 6,630 | 6,351 | 279 |
| 造林勘定 | 2,171 | 6,558 | 6,278 | 280 |
| 林道等勘定 | 1,838 | 72 | 73 | 1 |
| 日本道路公団 | 215,453 | 43,424 | 39,844 | 3,580 |
| 首都高速道路公団 | 41,172 | 10,592 | 11,033 | 441 |
| 阪神高速道路公団 | 33,897 | 1,620 | 876 | 2,496 |
| 本州四国連絡橋公団 | 7,806 | 4,323 | 7,609 | 3,285 |
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | - | - | - | - |
| (独)中小企業基盤整備機構(施設整備等勘定) | 603 | 268 | 901 | 633 |
| (独)奄美群島振興開発基金 | 60 | 85 | 80 | 5 |
| (独)科学技術振興機構(文献情報提供勘定) | 714 | 200 | 212 | 12 |
| (独)情報処理推進機構(事業化勘定) | 3 | 1 | 1 | 0 |
| (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (基盤技術研究促進勘定) | 426 | 103 | 102 | 1 |
| (独)情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定) | 439 | 71 | 94 | 24 |
| 商工組合中央金庫 | 2,095 | 6,528 | 6,356 | 173 |
| 成田国際空港株式会社 | 1,933 | 1,784 | 2,999 | 1,215 |
| 関西国際空港株式会社 | 4,813 | 5,297 | 4,744 | 553 |

(注1) 17年度財投対象機関のうち、特別会計及び地方公共団体は除く。

(注2) 独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を含む)については独立行政法人会計基準に基づく財務諸表、特殊会社等は各機関の公表している財務諸表、それ以外については行政コスト計算財務書類による。

(注3) 単位未満四捨五入。

(注4) 機関全体の計数でなく、財投対象勘定のみでの計数である。

(2) 各事業の財務の健全性等

住宅金融公庫

(イ) 総点検の指摘事項

逆ざやの問題及び保証協会の財務悪化という状況を踏まえて、住宅金融公庫については平成 18 年度中に廃止し、証券化支援業務を中心とする独立行政法人を設立し、以下の措置を行うこととされている。

(a) 新法人は、証券化支援業務を業務の柱とする。民間で取り組んでいる直接融資は廃止することとし、財投資金の活用は原則終了する。

(b) 既往貸付業務については、最大限の自助努力、具体的には、人員の整理、人件費の削減等を盛り込んだ経営改善計画の策定・実施を前提に、法改正により既往貸付業務を勘定区分した上で、財投資金の繰上償還を実施し、補給金等の所要額を半分程度に圧縮することとし、独立行政法人第 1 期中期目標期間（平成 23 年度まで）中に所要額を全て措置し、補給金は廃止する。

これらについては、以下の点を踏まえて、推進していくべきである。

まず、経営改善計画の実施状況を厳格に監視していく必要がある。

また、本改革が、財投の逸失利益を伴うものであるという事実を重く受けとめ、国民に説明を十分に行うこと、今後の政策立案・実施に当たり、十分生かしていくことが重要である。

(ロ) 指摘の実施状況

「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」及び「独立行政法人住宅金融支援機構法」がそれぞれ平成 17 年 6 月、7 月に制定される等、住宅金融公庫については、以下のような抜本的改革が実施されてきている。

(a) 事業の見直し等

住宅金融公庫については、証券化支援業務を業務の柱とする一方、平成 16 年度までに貸し付けた資金等に係る債権の管理及び回収その他当該資金に関する

業務は、平成 17 年度から特別勘定を設けて区分経理されている。

また、平成 19 年 4 月の住宅金融公庫の廃止・独立行政法人への移行に伴い、民間で取り組んでいる直接融資は廃止される。

(b) 経営改善計画の策定・実施

() 経営改善計画の策定

独立行政法人設立前の段階から先行して、様々な側面から業務の改善・効率化等を進めるために、平成 17 年 7 月に経営改善計画が策定されたところである。経営改善計画の主な内容は次のとおりである。

- ・効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、機構設立後においても継続的に事務や組織のあり方について点検を行い、機動的に見直しを実施。
- ・平成 18 年度末までに、平成 16 年度の水準に比べて、常勤職員数について 4%以上、一般管理費については 6%以上先行的に削減。また、独立行政法人第一期中期目標期間（平成 19～23 年度を想定）中に、常勤職員数については 10%以上、一般管理費については 15%以上の削減（具体的な数値目標は、独立行政法人第一期中期目標において決定）。
- ・業務の推進に伴う費用について、民間機関における取り組みの状況も踏まえて、コスト縮減を徹底。
- ・既往債権を証券化し、その資金等を活用して、財政融資資金の繰上償還を実施し、独立行政法人第一期中期目標期間中に所要額を全て措置し、補給金は廃止。

() 経営改善計画の実施状況

平成 18 年度においては、同計画に基づき、平成 16 年度比 4.1%の定員削減を予定している。

なお、平成 17 年度に、B P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法を用い、事務の効率化・コストの縮減を図るため、総裁をトップとした委員会を設置している。

(c) 業務運営

平成 17 年度計画においては、直接融資業務については段階的に縮小するとと

もに、証券化支援業務を中心としたビジネスモデルへの転換を図ることとしており、証券化支援業務は、平成 16 年度実績の 0.9 万戸から、平成 17 年度の実績見込みでは 5 万戸前後に増加する見込みとなっている。

平成 18 年度においては、要求ベースでは、直接融資を 6 万戸（平成 17 年度計画比 8 万戸）、証券化支援事業を 12 万戸（平成 17 年度計画比 +2 万戸）としている。また、分譲住宅建設資金融資、宅地造成融資及び関連公共施設等融資は、独立行政法人化よりも 1 年前倒しで廃止することとしている。

(d) 財投における対応

() 経営改善計画の策定・実施を前提に、「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」に基づき、総額 10 兆円前後の財政融資資金の繰上償還を実施することとしている。平成 17 年度計画では、1.6 兆円の繰上償還を予定しており、これまでに 1.2 兆円実施している。平成 18 年度においては、2 兆円の繰上償還を予定している。

() 平成 17 年度より、災害向けを除き、直接融資に対する財投の供与を廃止した。

() 平成 17 年度においては、証券化支援業務の基盤強化のため、450 億円の産業投資を実施した。これにより、証券化支援業務のパイプラインリスクが軽減され、円滑な業務運営が可能となった。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

住宅金融公庫については、平成 16 年度決算（民間準拠財務諸表）において、債務超過となった。これは、（財）公庫住宅融資保証協会の保証が付されていた債権に対する自己査定・引当方法を見直したことから、貸倒引当金が大幅に増加したためである。

他方、当分科会は、同保証協会の財務内容の悪化も踏まえて、早期に抜本的事業見直しを指摘し、実際、指摘に沿った見直しが着実に実施されているところである。補給金の措置は、独立行政法人第一期中期目標期間中に、債務超過は、遅くとも独立行政法人第二期中期目標期間（平成 24～28 年度）中に、それぞれ脱却する見込みである。住宅ローン債務者からの繰上償還リスクを投資家に転嫁できる証券化支援業務を業務の柱に据え、同業務が順調に拡大している現状を踏まえれば、現時点において、財務の健全性に問題はないと考えられるが、今後とも、経営改善計画の着実な実施が重要である。当分科会も、これを監視していくこと

とする。

なお、直接融資という主要業務が廃止されていく中で、リストラを適正に実施していくことが重要である。また、「一般管理費の削減により証券化コストを低減させ、MBSの利回りと買取レートとのスプレッドを縮小させるべきであり、独立行政法人化される際に、中期的な目標を設定することが必要である」との指摘もあった。

都市再生機構

(イ) 総点検の指摘事項

独立行政法人発足時の財務諸表(民間準拠、時価評価ベース)において、7,300億円の欠損金が計上されている状況を踏まえ、以下のような事業の抜本的な見直しと、これによる財務の改善を行うことが適当である。

(a) 今後とも業務を継続する賃貸住宅等の業務と、撤退して経過業務となるニュータウン整備業務等を区分経理する。

(b) 都市再生機構が、最大限の自助努力、具体的には、人員の整理、人件費・物件費の削減を含む業務全体の効率化、ニュータウン整備業務等から早期撤退のための計画を盛り込んだ経営改善計画の策定・実施を前提に、土地の販売収入、民間資金の自己調達等を活用してニュータウン整備事業等に係る財政融資資金の繰上償還を実施する。なお、財投からニュータウン整備事業等に対する追加の資金供給は行わないこととする。

その際、経営改善計画の実施状況を厳格に監視していく必要がある。

(ロ) 指摘の実施状況

上記(イ)の指摘を踏まえ、「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」が平成17年6月に制定され、同法に基づき、都市再生機構の以下のような抜本的改革が実施されてきている。

(a) 事業の見直し等

ニュータウン業務とそれ以外の業務を、同法に基づき、勘定区分している。また、ニュータウン業務については、既に新規に事業は着手しないこととしている。

(b) 経営改善計画の策定・実施

() 経営改善計画の策定

平成 17 年 7 月に経営改善計画が策定され、その内容は、独立行政法人の第一期中期目標・中期計画（平成 16～20 年度）にも盛り込まれた。主な内容は次のとおりである。

- ・ 平成 20 年度末までの間に平成 13 年度の常勤職員数約 5,000 人の 2 割にあたる約 1,000 人を削減。これに加えて平成 25 年度末までの 5 年間で、さらに概ね 2 割にあたる常勤職員数を削減。
なお、工事の完了の早期化を踏まえ、ニュータウン部門において人員の削減を図り、平成 13 年度の常勤職員数 1,500 人に比較して、平成 25 年度末までの間に概ね 4 分の 1 とすることとし、現在の中期目標期間中においても計画的な削減を実施。
- ・ ニュータウン業務については、抜本的な見直しを実施し、従来は 20 年程度で整備完了させる予定であったものを、10 年で工事を完了することとし、完成前の状況でも処分。平成 15 年度末時点の完成宅地ベースで約 5,700ha のニュータウン用地を、第二期中期目標期間終了時まで（平成 25 年度末）に約 5,200ha 処分。

() 経営改善計画の実施状況

常勤職員数については、平成 17 年度計画では 4,400 人以下に削減し、平成 18 年度においても、平成 20 年度末の 4,000 人に向けて、さらに削減する予定である。

ニュータウン業務については、平成 17 年度は、当初計画(500ha)を上回るペースで用地の供給・処分を進めており、中期計画期間中の供給・処分目標(2,000ha)については、計画より 1 年前倒して平成 19 年度までに達成する見込みである。

(c) 財投における対応

() 「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」に基づき、経営改善計画の策定・実施を前提に、宅地造成等経過勘定に属する財政融資の全額（約 31,731 億円）の繰上償還を実施した。全額実施したのは、経営改善計画が市場で評価されたことや、財投機関債の格付けが上昇した（平成 17 年 1 月 A + AA (R & I)）こともあり、資金調達が円滑化したこと等によるものである。

()平成 17 年度より、ニュータウン事業に対する財投の供与を廃止した。

(八) 財務の健全性、今後の留意事項等

多額の含み損を抱えたニュータウン業務から撤退し、保有資産の売却を促進するなど、経営改善計画通りに同業務が進展している現状を踏まえれば、財務の健全性に問題はないが、今後とも、経営改善計画の着実な実施が重要であり、当分科会も、これを監視していくこととする。

国民生活金融公庫

(イ) 総点検の指摘事項

特殊法人等整理合理化計画の指摘を踏まえ、リスクに対応した金利の設定の拡大を図るとともに事業の健全性について不断のチェックが必要である。

(ロ) 指摘の実施状況

平成 17 年度においては、財務の健全性向上等の観点から、リスク対応金利による貸付制度の適用範囲を拡大するとともに、5 年超の貸付期間につき期間イーロドを反映するなどの見直しを実施している。

平成 18 年度においては、基準金利につき、指標性の形骸化等が指摘されている長プラから他の指標への変更を実施するなど、引き続き金利の設定方法の見直しを行うこととしている。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

民間準拠の財務諸表では、平成 16 年度決算は平成 15 年度に引き続き債務超過となっているが、平成 13 年度の財投改革による調達金利の大幅な低下や、貸付金利制度のリスクに見合った形での見直しによる順ざやの拡大等により、引き続き業務純益黒字が拡大し単年度収支も大幅に改善するなど、財務状況は好転している。但し、依然として当期損失金を計上しており、引き続き、財務の一層の改善を図る必要があることに加えて、こうした改善傾向を構造的なものとするよう努めていくことが肝要である。

このため、基準金利の見直しに当たっては、民間金融機関の補完といった政策性の発揮のみならず、国民負担の最小化の観点も踏まえ、信用リスク等のコスト

を十分に賄える水準となるよう、適切な利ざやの在り方につき検討する必要がある。

また、事業規模についても、一部において民間金融機関の貸出姿勢が緩和していることを踏まえ、民業補完に徹する観点から、実需に沿ったものとなるよう縮減を図ることが適当である。

さらに、今般の「政策金融改革の基本方針」を踏まえつつ、教育貸付制度については、移行期間中においても、民間金融機関の貸出動向等を勘案し、規模の縮減を図るなどの措置を実施することが適当である。

中小企業金融公庫

(イ) 総点検の指摘事項

財投改革による調達金利の低下により、収支は改善しているものの、なお、収支差補給金を受けている。これは、特別貸付の比率が高いこと等から利ざやが小さいことが主たる要因と考えられるが、民業補完の徹底を図りつつ、収支の一層の改善を図る観点から、特殊法人等整理合理化計画の指摘も踏まえ、リスクに見合った金利の設定の拡充や特別貸付制度の整理・統合を更に進めるとともに事業の効率化について不断のチェックが必要である。

また、平成 16 年度に導入した証券化支援業務のうち買取型については十分な資金が集まっていないことから、抜本的なスキームの見直しを検討すべきである。

(ロ) 指摘の実施状況

平成 17 年度においては、財務の健全性確保の観点から、5 年超の貸付期間につき期間イールドを反映するとともに、特別金利の引き上げを実施している。また、無担保貸付の導入等に伴い、個別中小企業者の信用リスクに応じた上乘せ金利を導入する等の見直しを実施している。さらに、証券化支援業務については、公庫の劣後取得割合を拡大するなどの取組みを実施したところである。

平成 18 年度においても、期間イールド反映等の取組みを継続する予定であり、また、証券化支援業務につき、地域の金融機関の財務状況等が多様化していることなどを踏まえ、複数の証券化スキームからの選択を可能とするなど見直しを実施することとしている。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

民間準拠財務諸表（融資勘定）でみると、平成 16 年度決算では、単年度収支

が大幅な赤字となり、自己資本が1,057億円から287億円へと大きく減少している。これは自己査定基準の変更による貸倒引当金の増を主因とするものであり、同一基準で比較すればリスク管理債権比率は減少傾向にあるなど公庫の財務が実質的に悪化した訳ではない。今後、平成13年度の財投改革による調達金利の大幅な低下や、期間イールドの見直しに伴う順ざやの拡大等の影響が継続すると見込まれるところであり、財務内容は改善傾向を辿るものとみられる。

しかし、共に財投改革に伴う調達金利低下の影響を受けたにも関わらず、中小公庫は国民公庫と異なり、引き続き収支差補給金（平成16年度実績：370億円）に依存している。これは、国民公庫の利ざやが1.19%（平成16年度実績）であるのに対し、中小公庫においては低利の特別利率による貸付が相対的に大きいことなどを反映して0.55%（平成16年度実績）に止まっていることが主因と考えられる。民業補完、財務の健全化の観点から、特別利率による貸付の範囲を見直し、リスクに見合った金利設定を一層推し進めるとともに、事業の効率化について不断のチェックを図る必要がある。

さらに、一部において民間金融機関の貸出姿勢が緩和していることを踏まえ、民業補完に徹する観点から、事業規模についても、証券化等の間接的な支援策への代替を含め、実需に沿ったものとなるよう縮減を図ることが適当である。特に、今般の「政策金融改革の基本方針」を踏まえつつ、一般貸付については、移行期間中においても、民間金融機関の貸出動向等を勘案し、抑制的な対応を図ることが適当である。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶勘定）

（イ）総点検の指摘事項

船舶使用料未収金に係る引当金を多額に計上していること等から、民間準拠のバランスシートでは債務超過となっており、今後事業を安定的に継続していくためには、抜本的な財務改善策を策定し、確実に実施していくことが不可避の課題である。

事業継続のためには、抜本的な財務改善策を策定し、着実に実施することが、必須の前提条件となる。具体的には、債権回収強化、新規未収金発生防止策、管理費の削減等の自助努力に取り組みつつ、事業金利の見直しにより事業者にも合理的な範囲で負担を求め、さらに、自己資本の充実に努めること等により、財務体質強化を早急に進めるべきである。

建造対象船舶についても、これまでも増して、真に政策的な必要性の高い船舶に重点化していくことが求められる。具体的には、新型船を含め物流効率の向上や環境負荷軽減に資する程度の高い船舶等に建造対象を重点化していくこと

が必要である。また、視野を船舶勘定のみに限定することなく、内航海運行政全体のあり方を、外航海運との関係も含め、再検討する中で、船舶勘定を含む鉄道建設・運輸施設整備支援機構による政策関与のあり方を検討していくべきである。

(ロ) 指摘の実施状況

(a) 平成 16 年 12 月 20 日に、国土交通省及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、共有建造制度の抜本の見直しや一般管理費削減等を内容とする「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」を策定した。これにより、平成 17～21 年度までの 5 年間で「重点集中改革期間」とし、期間末において債務超過の大半を解消（8 割減）し、その後速やかに債務超過から脱することとしている。

この見直し方針のうち、具体的に措置された主なものは以下のとおりである。

- ・ 共有建造業務の対象を政策的意義の高いものに重点化した。具体的には、貨物船について基幹的物流を担うものとして他に代替不可能な船舶を対象を限定することとし、旅客船についても、フェリーの原則建造廃止等により対象を絞り込むこととした。また、絞り込まれた対象船舶の中でも、特に効率性に優れ、省人化が可能なスーパーエコシップについては、内航の諸課題に対応できる船舶として最重点事項と位置づけ、その普及促進を図るために船舶使用料の軽減、技術的な支援を実施。
- ・ 全体的な事業金利水準の見直しと政策的に重要な船舶に関する金利低減を実施するとともに、事業者ニーズの多様化等に対応した金利見直し型と金利固定型との選択制を導入。
- ・ 役員報酬の削減（役員 2 名につき 3 ヶ月間）とともに、人件費削減、経費節減等により一般管理費を縮減。

(b) さらに、指摘に応えるため、国土交通省において、今後の内航海運政策の展開を幅広い視点から点検し、同機構の政策関与のあり方の検討に着手しているところであり、その一環として、同機構において、平成 18 年度に造船勘定と船舶勘定を統合する等の改正を行うための法案の策定を検討している。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

平成 16 年度決算における船舶勘定の債務超過額については、見直し方針における見込みは約 350 億円であったところ、多額の追加引当を実施した結果、実際は約 458 億円となった。これについて国土交通省は、多額の支払遅延を発生させ

た共有事業者からの回収の進展による引当金の削減や、追加的な改善策の実施等により、可及的速やかに悪化部分（約 107 億円）の解消を図ることとし、平成 18 年度決算においてはほぼ見直し方針の見込み額に復帰できるものと説明している。今後、国土交通省及び機構において見直し方針が着実に実施され、それらが財務の改善に結びついていくことが重要であり、当分科会としても、引き続き慎重にフォローする必要がある。

いずれにしても、船舶勘定の業務運営の改善については、内航海運業の構造問題まで踏み込んだ検討が必要である。

なお、「環境面への影響等、内航の重要性はわかるが、そのために膨大なコストがかかっていいということではなく、政策として無駄遣いにならないことを明確に示すべき」、さらに、「船腹の調整を行っている中で本当に内航海運の立て直しが出来るのか。市場メカニズムを活用すべきではないか」との指摘もあった。

農林漁業金融公庫

(イ) 総点検の指摘事項

継続的に国からの補給金を受けていることに留意が必要であり、近年縮減傾向にあるが、将来の所要額の見込みも踏まえ、財投対象事業の効率化の観点からの検討を進めるべきである。

食品製造・加工・流通業者向けの融資については、民業補完に徹する観点から、引き続き見直しを進めるとともに、融資制度全体について、農業の担い手の育成など農業政策上重要な分野に重点化を図ることが必要である。

(ロ) 指摘の実施状況

平成 17 年度においては、民業補完に徹する観点から、食品製造・加工・流通業者向けの融資については、水産加工資金、新規用途事業等資金等における大企業向け融資に係る融資率の引下げを実施した。他方、農業の担い手の事業再生を支援する観点から、農業者向けの融資のうち経営体育成強化資金に D I P ファイナンスを追加する等の措置を講じている。

平成 18 年度においても、食品製造・加工・流通業者向けの融資のうち大企業・中堅企業等に対する融資について、融資率の引下げや融資対象の除外等、制度の見直しを検討している。他方、「食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月閣議決定）」を着実に推進し農業の担い手の育成・確保の観点から、一定の要件を満たした集落を基礎とした営農組織を融資対象とすること等を検討している。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

国からの補給金については、農林漁業者に対する採算性の低い政策的な低利融資を業務としていること等から、近年縮減傾向にあるものの、引き続き多額に受け入れており、なお一層の業務運営の効率化の観点からの検討を進めるべきである。

融資対象について、補助金と政策金融による支援の役割分担を行い、政策金融はある程度コストの取れる分野に限定する必要がある。また、補助金と融資での支援について、政策コスト分析も勘案し、政策手段を考えることが必要である。

なお、「農業金融全体の中で、農林公庫の融資について見直しを行っていく必要がある」との指摘もあった。

今般の「政策金融改革の基本方針」を踏まえつつ、食品製造・加工・流通業者向けの貸付制度については、移行期間中においても民間金融機関の貸出動向等を勘案し、抑制的な対応を図ることが適当である。

福祉医療機構

(イ) 総点検の指摘事項

医療貸付においては、特殊法人等整理合理化計画の指摘を踏まえ、コストに応じた金利設定の導入や、民業補完の観点から、相対的に政策優先度の低下している個別貸付制度について見直しを行っていくべきである。

年金担保貸付については、引き続き、収支の状況等をチェックし、必要に応じて、収支に見合った金利設定を行うことが必要である。

(ロ) 指摘の実施状況

医療貸付については、平成 17 年度において、民業補完の観点から、介護老人保健施設の融資率を引き下げるとともに、同施設についてコストを踏まえた金利の見直しを行った。また、平成 18 年度においては、引き続き貸付規模の適正化に努めるとともに、優遇金利の適用範囲について一層の限定を図ることを予定している。

年金担保貸付については、独法化（平成 15 年 10 月）以降、収支を踏まえた金利設定の見直しを行ってきたところである。また、平成 17 年度においては、より無理のない返済方法とするため、定額償還制度を導入している。

(八) 財務の健全性、今後の留意事項等

福祉医療貸付事業については、非効率な業務運営により国費（利子補給金、運営費交付金）が増大することのないよう、個別貸付制度の見直し等、不断のチェックが必要である。なお、融資業務を行っている以上、福祉医療面での専門能力だけでなく、金融面での職員の能力を高めていくことが必要である。

年金担保貸付事業については、平成 15 年度の民間準拠のバランスシートでは、債務超過となっていたが、独法化以降、貸倒リスクを見込んで金利設定を見直したことにより、収支が改善し、平成 16 年度末には、債務超過を解消した。今後とも、収支を踏まえた金利設定を行っていく必要がある。なお、「年金担保貸付について、生活保護制度との関わりの観点から、その社会的影響等についても考えていく必要がある」との指摘があった。

日本私立学校振興・共済事業団

(イ) 総点検の指摘事項

競争激化、少子化等で私立学校の破綻も想定しうる中、これまでとは私立学校を巡る環境が大幅に変化することを想定し、リスクを踏まえた融資制度の見直しについて検討していくことが必要である。

(ロ) 指摘の実施状況

(a) 業務の遂行及び財務内容の適正性・信頼性を高めるため、平成 18 年度決算より、助成勘定の財務諸表（既に法律により企業会計基準に準じて作成することとされている）について、自主的に公認会計士の監査を受けることを予定している。

(b) 平成 17 年度より、当事業団内の私学経営相談センターに経営支援室を設け、特に経営困難法人の経営体制や財務の健全性等について分析・助言を行うための体制の強化を図っている。また、融資部門と同センターとの連携を一層強化し、貸付先を巡る環境の変化に対応した処置を講じていくこととしている。

(c) 平成 18 年度においては、民業補完の観点から、一部貸付の融資率や金利の見直しを行うことを予定している。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

民間準拠のバランスシートでも、資本剰余金を有することに見られるとおり十分な資本を有しており、財務の健全性に問題はないが、私立学校を取り巻く経営環境が厳しくなっていることを受け、貸付先の財務状況の正確な把握に努め、適切な債権管理を図ることが重要である。

また、少子化等の構造変化の中で、私立学校が破綻した場合の対応等を検討しておくことが必要である。

日本学生支援機構（有利子貸与事業）

(イ) 総点検の指摘事項

現在、日本学生支援機構の学生への貸与は、最長 20 年固定金利で行う一方、調達は 5 年変動金利で行っており、かつ、在学中は無利子であることに加え、貸付額が毎年度増加していることも勘案すれば、将来、仮に金利が上昇した場合には収支悪化により国費の投入額が大幅に増大するリスクを抱えている。従って、将来の国費の所要額の見込みを踏まえ、その増大を抑制する観点から、今後、金利のミスマッチ等を解消するための方策を早期に検討・導入すべきである。

さらには、将来的に貸付額の増加に伴って貸倒れの増加等により、投入国費が膨張する可能性もあることから、回収強化の徹底を図る必要がある。

(ロ) 指摘の実施状況

現行制度で生じている金利のミスマッチを解消するため、貸与方法の見直しを行うこととし、平成 18 年度においてはそのためのシステム整備等を予定している。

回収の強化策としては、平成 17 年度において、滞納者への法的措置の予告についてその取り組みを強化・拡充するとともに、回収業務の外部委託を試験的に導入することとしている。また、平成 18 年度においては、地方組織を回収業務に活用していくことを予定している。併せて、機構内での人員配置の見直しを行い、本部の返還部門の充実を図ることについても検討していくこととしている。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

平成 15 年度民間準拠財務諸表では、債務超過となったが、これは、貸倒損失を予め見込み、引当金を計上したことによるものである。他方、本人死亡等のケ

ースや督促、連帯保証人・保証人請求等適正な債権管理を行った上で回収できない債権については、貸倒損失として認めた上で、国が負担する仕組みとしており、財務の健全性に問題はないと考えられる。平成 16 年度民間準拠財務諸表においては、上記の仕組みを反映させたことにより、債務超過を解消している。

他方、年々、貸与人員が拡大してきており、適切な債権管理が出来ない場合は、国費の投入が膨張する可能性があり、一層の債権管理の強化が必要である。

また、貸与方法の見直しについては、その制度と運用体制の整備に努め、円滑な導入を図るべきである。

道路関係 4 公団（日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団）

（イ）総点検の指摘事項

民営化される高速道路株式会社の経営の自主性を早期に発現させるためには、資金調達において政府保証から早期に脱却することが重要である。一方で、完全自主調達の達成に向けては、急激な自己調達の拡大は困難とみられるため、市場の評価が安定するまでの間の一定の経過期間も必要と考えられる。国土交通省からは、市場の評価が安定するまでには、最長 5 年程度が必要との認識が示されている。これを踏まえ、今後は金融市場の評価を睨みつつ、全額を政府保証なしで調達することに向けての環境整備を進めていくことが必要である。具体的には、まずは、財投資金の供給について、財政融資を停止し、市場調達資金への政府保証の付与のみとすることとし、その後、政府保証付与の比率を引き下げていくことが適当である。また、市場の評価を得るために積極的なディスクロージャーに努めることが重要である。

他方、機構については、債務の確実な返済のために資金調達を行うものであることから、コスト低減により国民負担を抑制する必要もあり、当分の間、資金調達に占める政府保証の比率は、現状程度で推移することもやむを得ないものと考えられる。

（ロ）指摘の実施状況

道路関係 4 公団（及びこれを引き継ぐ東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）については、平成 17 年度から、財政融資資金の貸付を行わず、資金調達の一定割合に、政府保証を付与することとした。

平成 18 年度については、要求ベースで、各会社とも、資金調達に占める政府

保証の割合を平成 17 年度下半期よりも引き下げている。また、日本高速道路保有・債務返済機構においては、資金調達に占める政府保証の割合を平成 17 年度下半期とほぼ同水準としている。

(八) 財務の健全性、今後の留意事項等

各会社については、完全自主調達に向け、引き続き、政府保証による調達割合を引き下げていくことが必要である。

機構については、債務の確実な返済のために発生する借換のための資金調達を行うものであることから、コスト低減により国民負担を抑制する必要もあり、当分の間、資金調達に占める政府保証の比率は、現状程度で推移することもやむを得ないものと考えられる。

なお、阪神高速道路公団については、平成 16 年度民間準拠財務諸表において、債務超過となったが、これは主に資産の評価方法の変更によるものであり、同公団の業務を引き継いだ阪神高速道路株式会社の設立に際しては、安定的な経営が可能となるよう資本の設定が行われている。また、機構についても、4 公団の資産・負債を承継し、全体としては、債務を上回る資産を有することで設立された。機構については、45 年以内に債務を完済することが法定されており、これを実現するべく、今後、各会社と機構との間で、道路資産の貸付料の設定をはじめ、対象となる高速道路の路線名、新設・改築・修繕に係る工事の内容、機構が会社から引き受ける債務限度額、道路料金等を内容とする協定が締結される予定となっているところである。債務の償還に関して、この協定が適切なものとなっているか、注視していく必要がある。

日本政策投資銀行

(イ) 総点検の指摘事項

民業補完に徹する観点から、引き続き融資対象事業の不断の見直しが必要である。

(ロ) 指摘の実施状況

平成 17 年度においては、事業規模の縮減（平成 16 年度 11,780 億円 平成 17 年度 11,680 億円（ 100 億円））、融資対象事業の整理、縮減（新規創設 4 事業、廃止 50 事業）を実施した。

平成 18 年度においては、民業補完に徹する観点から、引き続き融資対象事業

の見直しを図ることとしている。

(ハ) 財務の健全性、今後の留意事項等

民間準拠のバランスシートでも、十分な資本(自己資本比率 13.90%)を有しており、財務の健全性に問題はない。

さらに、今般の「政策金融改革の基本方針」を踏まえつつ、民営化に向けて、移行期間中を通じ、資金調達面における債券調達割合を拡大するなどの準備を進めることが適当である。

国際協力銀行

(イ) 総点検の指摘事項

国際金融等業務については、円貨と外貨、それぞれに適切な資金管理が必要であり、財政融資資金の貸付、財投機関債、政府保証外債の適切な組み合わせにより、適切なALM管理を行うことが必要である。

海外経済協力業務については、ODAの見直し等を踏まえれば、事業を重点化しつつ、貸付規模を縮減していくことが必要である。また、リスク管理債権の動向に留意が必要である。

(ロ) 指摘の実施状況

国際金融等業務においては、平成 17 年度は、外貨資金の適切な管理を行う観点から、財政融資資金の融通条件につき従来の 10 年満期一括償還に加え、5 年・7 年満期一括償還を追加し、将来におけるキャッシュフローの平準化を図ることとしており、また、平成 18 年度においても、引き続き適切なALM管理を行うこととしている。

海外経済協力業務においては、平成 17 年度は、事業規模につき、アジア地域に重点化しつつ縮減を図った。(平成 16 年度 7,000 億円 平成 17 年度 6,900 億円(100 億円))

平成 18 年度においては、最近の国際表明等を踏まえ、政府としてODAの拡充を図ることとしており、これとの関連で、事業の重点化等に配慮しつつ、円借款の積極的な活用を図る予定である。

(八) 財務の健全性、今後の留意事項等

引き続き民間準拠のバランスシートでも、十分な資本（自己資本比率：国際金融等勘定 17.90%、海外経済協力勘定 53.02%）を有しており、財務の健全性に問題はない。

国際金融等業務については、今般の「政策金融改革の基本方針」を踏まえつつ、移行期間中においても、対象の厳選を図り、民業補完に努める必要がある。

海外経済協力業務については、政府のODA拡充方針に沿った対応を進めることが適当であるが、同時に、ODA業務の一層の効率化、最終的な国民負担を意識した案件の精査、重点化等の取組みを図っていく必要がある。

地方公共団体及び公営企業金融公庫

(イ) 総点検の指摘事項

(a) 地方公共団体

財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。具体的には、地方公共団体の資金調達力及び資金使途を踏まえた重点化が重要である。なお、赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融资の対象として相応しくない面があるものと考えられる。地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。

(b) 公営企業金融公庫

公営企業金融公庫の貸付規模・貸付分野及び政府保証のシェアについては、特殊法人等整理合理化計画の指摘等を踏まえ、これを縮減することが必要である。貸付規模等については、財投改革により財政融資資金が能動的な資金調達の仕組みになったこと、公営企業分野における政府資金の補完としての位置づけにあることから、縮減が求められる。また、公営企業金融公庫の融資審査は、地方財政法上の起債許可の審査に依存していて、公庫が直接に審査する件数は極めて少なく、その内容もヒアリングを実施しないなど、不十分であり、公営企業の事業規律の向上の観点を踏まえ、公庫自らが行う審査を質量ともに抜本的に充実強化することが求められる。さらに、地方公営企業において、政策コスト分析の趣旨

を踏まえ、国民負担・住民負担の開示の拡充に向け、実効性のある取組みが行われることが重要である。

(ロ) 指摘の実施状況

(a) 平成 17 年度においては、地方向け財投（地方公共団体向け政府資金貸付及び公営企業金融公庫の政府保証債調達額）について、特に次の点に重点を置いて縮減・重点化を推進した。

- ・ 資金調達能力を踏まえた重点化を図る観点から、都道府県・指定都市を中心に公的資金の充当を縮減
- ・ いわゆる赤字地方債に対する政府資金の充当については、資金使途の観点も踏まえ、都道府県・指定都市のみならず、中核市・特例市についても政府資金の充当を縮減
- ・ 公庫の貸付規模については、平成 16 年度の 16,140 億円から平成 17 年度は 15,330 億円へと縮減
- ・ 公庫の政府保証債については、平成 16 年度の 13,800 億円から平成 17 年度は 11,700 億円へと縮減し、公庫の資金調達に占める政府保証債のシェアも 60.8%から 59.5%へと縮減した。

(b) また、地方向け財政融資資金の融資審査の充実を図る観点から、融資主体として貸付先である地方公共団体の財務状況を把握し、必要に応じヒアリングを実施することとした。

(ハ)財務の健全性、今後の留意事項等

地方向け財投については、引き続き、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化を図る必要がある。また、公営企業金融公庫の貸付規模・貸付分野及び政府保証のシェアを縮減する必要がある。

なお、平成 18 年度からの地方債協議制度への移行等を踏まえると、地方公共団体の財政健全性の維持・向上を促すような環境づくりが重要であり、地方向け財投については、融資主体が貸付先の財務状況、事業の採算性等を適切にチェックしていく枠組みが重要である。

また、公庫の融資審査については、依然として質量ともに不十分であり、金融機関として、借り手である地方公営企業の経営状況や事業の採算性等に着目した融資審査の充実強化を図る必要がある。

さらに、地方公営企業の情報の開示が極めて不十分であり、中期経営計画の策定・公表、将来の国民・住民負担についての情報開示の充実を一層図っていく必

要がある。

なお、今般の「政策金融改革の基本方針」においては、公営企業金融公庫分野は政策金融から撤退することとされており、新たな仕組みの内容を踏まえて対応していくことが適当である。

4 . 財政融資資金の資産負債管理の効率化と金利変動準備金の扱い

(1) 財政融資資金の役割

財投貸付（財政融資資金の長期貸付）は、国民の経済活動等に対する国の政策的な支援として、一般会計による補助金等とともに、国の財政政策の両輪をなすものである。

補助金等は、租税を主な財源とし、支援する事業等に対して金銭を給付する形の財政支援である。これに対して、財投貸付は、国の信用で集めた資金（主に財投債（国債）により調達）を、返済を前提に融資を行うことにより、事業等を財政支援するもの（有償資金による財政政策）である。

一般に、有償資金による財政政策は、ある程度の採算性を有し、事業者等が貸付金の返済を通じてコスト意識を有することにより、効果的な実施が可能となる性格の事業等に対する支援として、有効と考えられる（例：中小・零細事業者、奨学生、水道等公益事業などの支援）。このような有償資金による財政政策は、財政政策手段としては、一般的なものであり、我が国に限らず、米、英、独、仏など多くの国で用いられている。

(2) 区分経理の必要性

有償資金による財政政策を、規律をもって機能させるには、支援を受ける事業者等による資金の確実な返済を維持することが不可欠であり、そのためには、有償資金による財政政策の仕組みと税財源による一般会計補助金等の仕組みとを経理的に明確に区分し、借入を受けた事業者等が税金による返済支援を求められない仕組みとすることが合理性を有する（注）。

（注）このような経理区分を行った上で、有償資金による財政政策の支援を受ける事業者等に対して、政策支援を強める観点から、利用料軽減、金利軽減といった形で政策目的を明確にした上で、補助金等を交付することは、合理性を有すると考えられる。

(3) 財政融資資金の独立採算性

財政融資資金は、一般会計からの繰入れなしの独立採算により運営されているが、これは、上記のような有償資金による財政政策の規律維持のために、今後とも維持することが適当と考えられる。

(4) 財政融資資金の資産負債管理と金利変動準備金の役割

財政融資資金については、財投債（国債）により調達した資金を利ざやを取らずに貸し付けている。一方、資産（長期貸付）と負債（財投債等）のデュレーションのマッチングに努めているものの、これを完全にマッチングさせることは困難であるため、常々、金利変動による損失発生リスクを抱えている。このような状況で、上記（3）のような独立採算を維持すべく、細心のALM管理を行うとともに、収支がプラスになった際、これを金利変動準備金として積み立てて、将来の金利変動リスクに備えることとしている。

(5) 金利変動準備金の適正水準

当分科会は、平成15年12月に、この金利変動準備金の適正な水準について、将来の様々な金利シナリオを前提に試算を行い、総資産の100/1000までは、利益が生じた場合、これを積み立てる必要があるとしたところである。

現時点での金利情勢、資産負債構造を基に行った、平成15年12月と同様の試算をも踏まえると、引き続き、総資産の100/1000までは、利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立てる必要があると考えられる。

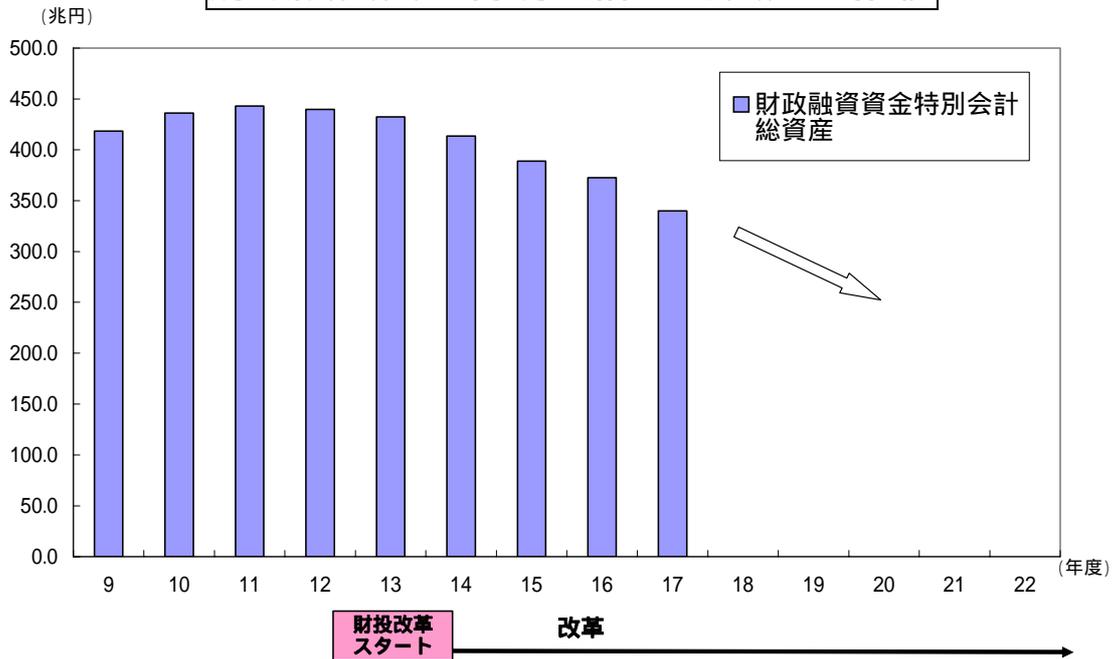
(6) 金利変動準備金の準備率の推移

歴史的に低金利の継続と財政融資資金の資産と負債の満期構成のミスマッチとが相まって、近年、財政融資資金に単年度で2~3兆円の利益が生じている。このため、財投改革の着実な進展により財政融資資金の貸付資産のスリム化が進んでいることもあり、総資産に占める金利変動準備金の割合（準備率）が高まってきており、100/1000に近づいてきたところである。一方、これまでの財投改革によるフローのスリム化は、当面、ストックの削減に効果を及ぼすと考えられ、今後とも、総資産の減少は継続するものと見込まれる。

| | 15 | 16 | 17(予算) | (単位:兆円) |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 金利変動準備金 | 17.1 | 20.3 | 23.7 | |
| 総資産 | 389.0 | 372.4 | 339.9 | |
| 準備率 | 44/1000 | 55/1000 | 70/1000 | |

このような状況を踏まえると、金利変動準備金を、他の用途に活用することが可能となったと考えられるところである。

財政融資資金特別会計の総資産の推移



(7) 金利変動準備金の取り崩し

現在、政府において、現下の厳しい財政状況に鑑み、特会改革、国債残高累増の抑制の観点から、臨時緊急措置として、金利変動準備金から、12兆円（平成17年度末金利変動準備金23.7兆円の概ね1/2）を取り崩し、平成18年度に国債整理基金に繰り入れ、買入消却により国債残高压縮に充てる方向で予算、財投の編成を進めている。12兆円という金額については、財務の健全性、資金繰りからみると、上限の水準と考えられる。

繰入金の用途については、本措置が、歴史的に低金利という特別の事情により積み立てられるに至った金利変動準備金というストックの1回限りの取り崩しによる活用であることを踏まえると、国民共通の負債である国債残高（ストック）の圧縮に充てること、及び、これを明確にするため、国債整理基金に繰り入れることが適当である。

さらに、以下のとおり、本措置は、財投改革の成果を、財投改革以外の国の重要課題に有効活用するものとして、高く評価することができる。

特会の積立金を有効活用するという意味で特会改革に貢献

国の資産（財政融資資金の金利変動準備金分）と負債（国債）を同時に圧縮するという意味で資産・債務改革に貢献

国債の残高压縮に貢献し、更に、将来の利払い等も軽減されるという意味で財政健全化に貢献

また、いわゆる「20年度問題（2008年度問題）」の解決にも寄与

なお、いずれにしても、本措置により、金利変動準備金が大幅に圧縮されるため、財政融資資金の金利変動による損失リスクが高まることは事実であり、今後の資産負債管理に細心の注意が必要である。

従って、前述のとおり、適正な金利変動準備金の準備率 100/1000 の考え方を基本的に維持していくことが必要である。

むすび

1. 平成 17 年度財投編成においては、財投改革から 3 年が経過したことから、財投改革の総点検を行い、スリム化やディスクロージャーの進展状況を確認し、さらに、全ての事業の財務の健全性等を点検した。特に、住宅金融公庫、都市再生機構について事業の抜本的見直しの必要性などを指摘したところであり、これらの措置の実施により財投事業全体の財務の健全性が確かなものとなると見込まれる旨報告した。
2. 平成 18 年度編成においても、昨年度実施した総点検と同じ視点に立ち、計画のスリム化、ディスクロージャーの進展等を確認し、各事業の財務の健全性等の確認を改めて実施した。
 - (1) 計画のスリム化については、平成 17 年度計画においても、計画規模の大幅な縮減が実施されており、また、財政融資資金の資金用途について、改革前と比して公共事業系に対する資金配分が大幅に減少し、教育、福祉、中小零細事業等に重点化されていることを確認した。
 - (2) ディスクロージャーの進展については、平成 17 年度をもって、一定規模を有する全ての財投機関が財投機関債を発行するようになり、また、平成 18 年度からは今後組織改編の対象となる公庫を除く、全ての機関が公認会計士の監査証明のある民間準拠の財務諸表を作成することとなったことから、一定の達成がなされたと考える。
 - (3) なお、平成 19 年度末をもって、郵貯等による財投債直接引受という財投改革の経過措置が終了するが、その後は、預託金の払戻しという資金需要がなくなるため、財投債の発行規模は、新規財投規模にもよるが、現状の市中発行額 12 兆円を大きく上回ることはないと考えられる。また、経過措置の終了により、財投債が市場の資金逼迫要因となるようなこともないと考えられる。
 - (4) 財投事業について、昨年度の総点検と同様の視点、すなわち、民間準拠の財務諸表を参考に、主要機関からヒアリングも行い、財務の健全性を中心に再度点検を行ったが、住宅金融公庫、都市再生機構を含め、各事業とも、総点検の指摘状況が着実に実行に移されていることが確認出来た。

債務超過となった機関・勘定が 4 つあるが、いずれも、事業・財務の見直しを進めている。

以上を踏まえると、財投事業全体の財務の健全性については、総点検の指摘が

実施された結果、確かなものとなり、現時点においては、特段の問題は生じていないと評価できる。

さらに、将来の財務の健全性を確かなものにするための点検手法の充実として、平成 17 年度総点検の指摘を踏まえ、特殊法人等が行う財投事業に実地監査が導入されたことは、今後の財投事業の適正な執行の監視、財務の健全性の維持のために、重要な意義を有すると考える。今後は、その手法の充実に努めることが必要である。

なお、平成 17 年 11 月 29 日に経済財政諮問会議において、「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられたが、引き続き検討される具体的な制度設計を踏まえて、今後の財投計画編成において、適切に反映させることが必要である。

3. 歴史的低金利の継続と、財投改革の成果としての財政融資資金の資産の圧縮を背景に、政府は、財政融資資金の金利変動準備金から 12 兆円（平成 17 年度末金利変動準備金 23.7 兆円の概ね 1/2）を平成 18 年度予算において、臨時緊急措置として国債整理基金に繰り入れ、買入消却により国債の残高圧縮に充てることとしている。

本措置については、特会改革、資産・債務改革、国債残高圧縮、それに伴う将来の利払いの軽減等財政健全化に、それぞれ貢献するものであり、また、いわゆる「20 年度問題（2008 年度問題）」の解決にも寄与する。このように、財投改革の成果として生じた金利変動準備金を我が国の重要政策課題へ活用する措置として、高く評価できる。

但し、本措置の財政融資資金の財務の健全性への影響には十分に注意する必要がある。財政融資資金の資金繰り、財務の健全性等からみると、12 兆円 1 回限りの措置は、金額的に実施可能な上限であり、引き続き、金利変動準備金は、総資産の 100/1000 が必要である。

4. 総点検及びそのフォローアップを通じて、財投改革が順調に実施され、財投の枠組みを超えて国民経済全般にも貢献を行うに至ったことが、確認できた。

今後の財投資金供給のあり方としては、経済・社会情勢の変化に見合った有償資金による財政政策機能の発揮となるよう、財投の保持する政策手段（融資、保証、投資）を柔軟に組み合わせた効率的な資金供給を考えていくことが必要である。個別事業ベースに視点を移すと、経済・社会情勢の変化を踏まえ、民業補完の原則の徹底の観点から、政策的必要性を精査し、対象事業を不断に見直し、改革していくことが必要である。その結果、必要性の低下した事業について、縮減・廃止とすることもためらうべきでなく、一方、新規に真に財投資金供給の必要の生じた事業には、資金供給を行うことが必要である。

なお、民業補完を徹底すればするほど、財投機関の採算性は基本的に低下することとなるので、財務の健全性の精査を強化するとともに、機関側の資金事情を踏ま

えた効率的な資金供給を行うことが必要となると考えられる。

以上